

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月18日
【事業年度】	第77期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	株式会社タカキュー
【英訳名】	Taka-Q Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 伊藤 健治
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03)5248局4100番
【事務連絡者氏名】	経理部長 国領 宏司
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03)5248局4100番
【事務連絡者氏名】	経理部長 国領 宏司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
売上高 (千円)	12,139,686	11,975,883	10,026,675	9,650,127	8,666,899
経常利益又は経常損失 (千円)	1,919,871	706,684	52,407	355,622	134,381
当期純利益又は当期純損失 (千円)	2,146,235	1,050,386	102,173	1,968,805	1,122,650
持分法を適用した場合の投資損益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	24,470,822	24,470,822	24,470,822	24,470,822	33,770,822
A種種類株式	-	-	-	16,222,700	16,222,700
B種種類株式	-	-	-	499,997	499,997
純資産額 (千円)	876,926	1,933,923	1,915,660	1,075,934	1,988,878
総資産額 (千円)	8,009,077	6,406,769	5,610,794	5,691,894	6,055,005
1株当たり純資産額 (円)	35.99	79.37	78.62	2.08	28.58
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
A種種類株式	-	-	-	0.70	0.90
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
B種種類株式	-	-	-	7.70	10.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	88.09	43.11	4.19	80.18	38.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	25.44	12.12
自己資本比率 (%)	10.9	30.2	34.1	18.7	32.7
自己資本利益率 (%)	927.3	-	-	-	73.7
株価収益率 (倍)	1.25	1.81	15.98	1.56	2.15
配当性向 (%)	-	-	-	-	-

回次	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
決算年月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,219,498	149,525	258,383	98,243	150,294
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	653,281	45,771	66,012	65,915	1,105,359
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,521,008	292,210	166,155	412,163	293,658
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,585,878	1,488,964	1,130,438	1,378,442	2,039,848
従業員数 (人)	548	440	298	276	273
[ 外、平均臨時雇用者数 ]	[232]	[182]	[160]	[170]	[173]
株主総利回り (%)	78.6	55.7	47.9	89.3	58.6
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(103.4)	(112.2)	(154.4)	(158.4)	(238.4)
最高株価 (円)	149	113	100	201	152
最低株価 (円)	105	71	65	65	81

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「持分法を適用した場合の投資損益」は持分法を適用する重要な関連会社がないため金額の記載を省略しております。
3. 2026年2月期の1株当たり配当額については、2026年5月19日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
4. 第73期から第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第74期から第76期の自己資本利益率については、算定の基礎となる期首自己資本及び期末自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。
6. 配当性向及び株主総利回りの算出については、種類株式の配当額は含まれておりません。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお( )内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
8. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

1947年創業者である高久泰憲が、新宿西口において紳士衣料の店舗を個人営業店として開設、その後業容の拡大に  
対処すべく1950年6月30日付をもって株式会社高久として当社を設立しました。

当社は、1969年大井町店の出店を契機としてチェーン展開を開始し、2026年2月28日現在113店舗のチェーンストアを有する紳士服・紳士洋品雑貨及び婦人服・婦人洋品雑貨を扱う小売専門店であります。

なお、当社は、1984年5月29日付をもって商号を株式会社タカキューに変更しております。

1950年6月	高久泰憲の個人営業店舗を継承し、当社設立。紳士服を中心とした衣料品の販売を開始 (資本金500千円、本店新宿区角筈)
1964年5月	当社トレードマークの「taka-Q」の使用を開始
1970年8月	本社を新宿区西新宿に移転
1981年10月	婦人服専門店チェーン「(株)メルス(MELS)」を設立
1983年3月	POSシステム(販売時点情報管理システム)を導入
1984年9月	当社株式を「(社)日本証券業協会東京地区協会」に店頭売買銘柄として登録、株式を公開
1986年4月	ヤングカジュアル衣料専門店チェーン「(株)ムービン」を設立
1986年11月	東京証券取引所市場第二部へ上場
1987年11月	本社を新宿区下落合に移転
1988年3月	当社の衣料品修理加工部門のリフォームセンターを分離、「テイエムエムサービス(株)」を設立
1989年8月	東京証券取引所市場第一部へ指定替
1990年1月	大阪証券取引所市場第一部へ上場
1992年8月	ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)との間に業務及び資本提携契約を締結
1993年3月	レディース部門(41店舗)を関係会社の婦人服専門店チェーン(株)メルスに譲渡
1994年5月	本社を板橋区板橋に移転
1998年7月	(株)ムービンから営業全部譲受(41店舗)し、同社を清算(1998年12月清算終了)
2000年4月	当社が保有する(株)メルスの全株式をジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)に譲渡
2003年3月	S P A型サードワードローブ店舗「MALE&Co.」第1号店を開店
2003年4月	靴のセレクトショップ「around the shoes」第1号店を開店
2003年8月	ボトム中心のヤングカジュアル店舗「semanticdesign」第1号店を開店
2003年8月	大阪証券取引所市場第一部の上場を廃止
2005年5月	物流センターを愛知県名古屋市の移転
2006年4月	25歳から35歳の男女のお出かけ着を提案する「m.f.editorial」第1号店を開店
2006年8月	団塊世代の男性をメインターゲットとした「Wilkes Bashford」第1号店を開店
2007年10月	おしゃれなシャツの専門店「SHIRTS CODE」第1号店を開店
2011年2月	新宿店に新宿東口店を統合して、旗艦店『タカキュー新宿本店』として新装開店
2014年9月	E Cサイトを一新し、インターネット通信販売の体制を強化
2017年2月	ビッグサイズ紳士衣料専門店「グランバック」事業を株式会社ダイエーから承継
2018年3月	モバイル端末向けにタカキュー公式アプリをリリースし、顧客管理システムを刷新
2018年12月	コーポレートサイトとオンラインショップを統合
2019年9月	キャッシュレス決済への対応とカード会員の利便性向上のためPOSシステムを刷新
2020年10月	デジタル技術を駆使して体のサイズを測る2020年サイズテック事業としての新業態「redro」を開発
2020年11月	提携カード会員の特典としてタカキューポイント制度を導入
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2024年1月	イオン株式会社との業務及び資本提携契約を解消
2024年1月	グロースパートナーズ株式会社との事業提携契約を締結
2024年5月	第三者割当によるA種、B種種類株式及び第1回新株予約権を発行、債権者間協定を締結
2024年5月	監査等委員会設置会社へ移行
2024年11月	第2回新株予約権(自社株式オプション)を発行
2025年6月	タカキュー業態のストアロゴ及び店装を刷新した「T/Q」1号店を開店
2025年8月	新規カジュアルブランド「DRAW」をE Cにて展開開始

### 3【事業の内容】

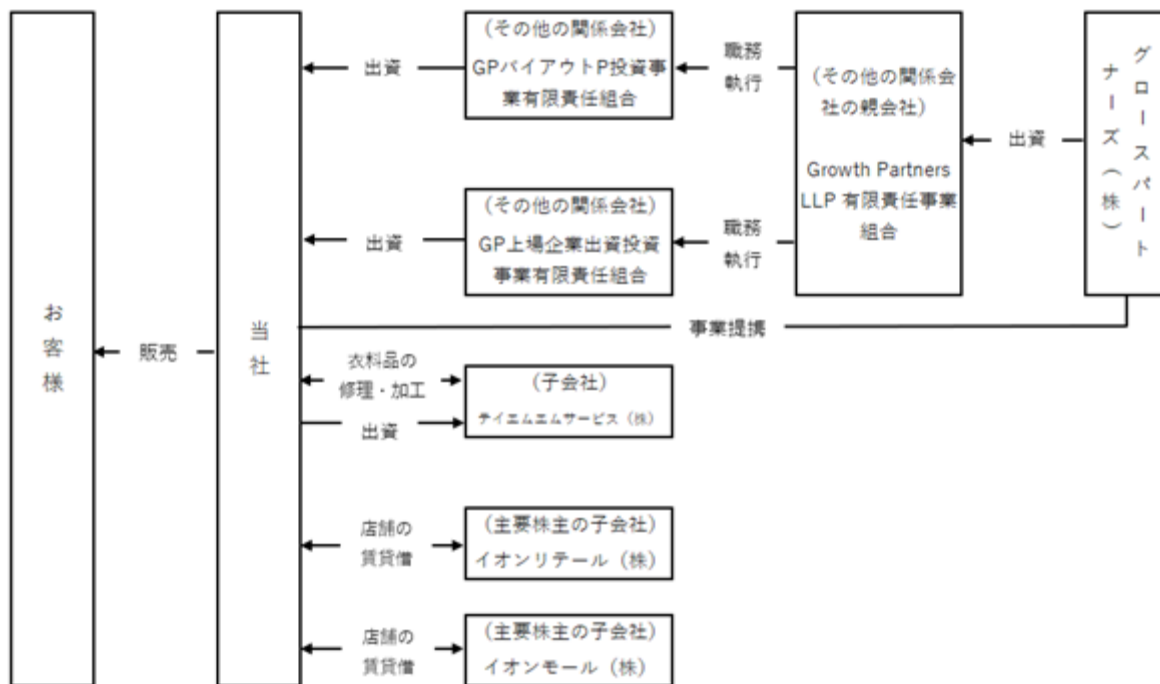
当社グループは、当社、子会社1社、その他の関係会社2社、その他の関係会社の親会社1社及び主要株主の子会社2社の構成となっております。

当社グループが営んでいる主な事業内容と、子会社、その他の関係会社、その他の関係会社の親会社及び主要株主の子会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

なお、2026年4月28日付でイオン株式会社が主要株主に該当しないこととなりました。これに伴い、イオンリテール株式会社とイオンモール株式会社は、（主要株主の子会社）ではなくなりました。

衣料品販売	株式会社タカキュー	（以下当社という。）
衣料品修理・加工	テイエムエムサービス株式会社	（子会社）
投資業務等	GPバイアウトP投資事業有限責任組合	（その他の関係会社）
投資業務等	GP上場企業出資投資事業有限責任組合	（その他の関係会社）
投資業務等	Growth Partners LLP 有限責任事業組合	（その他の関係会社の親会社）
ショッピングセンター	イオンリテール株式会社	（主要株主の子会社）
ショッピングセンター	イオンモール株式会社	（主要株主の子会社）

以上の概要図は次のとおりです。本項については2026年2月28日時点の「事業の内容」について記載しております。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 受入出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所 有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) GPバイアウトP投資事 業有限責任組合	東京都目黒区	934	投資業務等	(被所有) 直接 19.63	GPバイアウトP投資事業有 限責任組合及びGP上場企 業出資投資事業有限責任 組合の無限責任組合員で あるGrowth Partners LLP 有限責任事業組合の組合 員であるグロースパート ナーズ株式会社(以下GP 社)及び古川徳厚氏は、 両ファンドによる株券等 の投資に係る権限を共同 で有しています。
(その他の関係会社) GP上場企業出資投資事 業有限責任組合	東京都目黒区	7,382	投資業務等	(被所有) 直接 18.71	GP社より2名が当社取締 役に就任しており、当社 業務に関する経営上の助 言を得ることを目的とし ております。

(注)有価証券報告書は提出していません。

## 5【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
273 (173)	48.0	20年5ヶ月	3,765

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
 2. パートタイマーの年間の平均人員数173名(1日8時間換算の月平均人数)を外数で記載しております。  
 3. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んで計算しております。  
 4. 前事業年度末に比べ従業員数が3名減少しております。

### (2) 労働組合の状況

- 名称 全タカキュー労働組合
- 結成年月日 1978年9月20日
- 組合員数 238名
- 所属上部団体名 U A ゼンセン流通部門
- 労使関係 組合結成以来、円滑な労使関係を維持しており、特記すべき事項はありません。

### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
8.6	0.0	71.0	78.3	98.7	パートは1日8時間換算の月平均人数で算出

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、服を通してお客様を幸せにし、自信と喜びを提供することを使命とします。服を通してお客様と深い信頼関係を築き、服を通して持続可能なファッションを推進し社会と環境に貢献する会社になることを目指しております。

#### (2) 経営環境及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2024年3月28日付にて事業再生計画を公表しております。当計画は、2025年2月期に約20億円の金融支援と約5億円のグロースパートナーズ株式会社の出資により債務超過の解消と上場維持、更にグロースパートナーズ株式会社との事業提携による、同社の有する知見やサポート機能・ネットワーク等を活用し、MD改革、OMO推進、顧客の囲い込み等の施策に取り組み、収益の改善を図るとともに、財務体質の改善を行い、事業の再生を図ることを主要な内容としております。計画数値は以下のとおりとなります。

	実績（百万円）		計画（百万円）				
	2025/2期	2026/2期	2025/2期	2026/2期	2027/2期	2028/2期	2029/2期
売上高	9,650	8,666	9,884	9,856	9,908	9,908	9,908
営業利益	203	19	57	19	56	71	132
経常利益	355	134	239	158	198	214	277
当期純利益	1,968	1,122	1,668	87	127	143	207
純資産	1,075	1,988	622	729	836	959	1,146

#### (3) 中長期的な会社の経営方針及び対処すべき課題

当社は、2024年3月28日付「事業再生計画の東京証券取引所への提出について」において公表しました事業再生計画を完遂することにより事業の再建を果たし、ステークホルダーの皆様のご期待に応えるよう、企業価値の向上に誠心誠意努めてまいります。

また、2027年2月期は、「価値で勝つ企業への転換」をテーマに、売上回復だけでなく、再現性のある利益体質への転換を目指してまいります。

#### (中期目標)

事業再生計画を完遂し、景気に左右されない、強い体質の会社に生まれ変わる。

#### (基本方針)

企業全体の改革を通じ、競争力を高め、持続可能な成長を実現することを目指す。

#### 1. 商品力の強化

- ・ブランドの存在意義を明確にし、感動を生む商品開発を推進
- ・中核商品のスーツ・オーダー・シャツ等の確立と改良
- ・雑貨・パーソナライズドアイテムを強化
- ・MDカレンダーを見直し、計画的な商品展開

#### 2. 生産力の強化

- ・商品レベルの向上と、生地・工場との開発強化
- ・短納期対応（QRシステム導入）
- ・国内外の生産体制を整備し、生産日数を短縮

#### 3. 在庫コントロールの徹底

- ・適正な生産・販売計画を策定
- ・在庫の最適化と徹底管理

#### 4. マネジメントの改革

- ・実行力のある組織づくりとリーダー育成
- ・権限委譲を進め、意思決定の迅速化

- ・ 報告・連絡・相談の再徹底
5. VMD改革
    - ・ VMD向上委員会の発足と活動強化・ビジュアルリストを育成
    - ・ 売場の美観・視認性・回遊性を高め、購買意欲を喚起する店舗づくりを推進する
    - ・ お客様に選ばれる魅力的な売場づくりを推進し、競争優位性の向上を図る
    - ・ 店舗 = 舞台美術的空間の実現
  6. サービスの改革
    - ・ サービス向上委員会の発足と活動・接客マニュアルの整備
    - ・ 商品情報の提供を強化し、質の高い接客を実施
    - ・ 顧客満足度の向上につながる接客品質の標準化を進める
  7. マーケットの再定義
    - ・ 新規事業への参入（駅ビル・都市型複合施設・EC・海外）
    - ・ 一定期間内に収益化の見通しが立たない事業については撤退を含めた見直しを行う
    - ・ 重要、重点地区のマーケティングプランを策定
  8. ブランディングの刷新
    - ・ 既存ブランドのリブランディング（TQ・MF・GB・レディース）
    - ・ 新規ブランドの立ち上げ（ECを中心に展開するブランド：DRAW）
  9. 組織改革
    - ・ 組織の壁をなくし、風通しの良い組織にする
    - ・ 意思決定のスピードを向上させる
    - ・ 責任と実行力を備えたリーダーが組織を牽引する体制を目指す
  10. 教育・評価の見直し
    - ・ 成果に基づく人事評価・報酬制度の導入
    - ・ 若手人材の登用と成長支援
    - ・ 昇格・教育制度の見直し
  11. 販促の見直し
    - ・ 値引き販売から脱却し、ブランド価値を向上
    - ・ メンバースカードやロイヤルティプログラムを見直し
    - ・ 物語性を持たせたプロモーションとデジタルマーケティングの活用
    - ・ コラボレーション・パートナーシップを強化
  12. 物流・後方の改善
    - ・ 物流コストの削減とEC出荷体制の改善
    - ・ 財務体質の健全化
    - ・ マニュアルの整備と業務のスピード向上
    - ・ システムリポートを強化

当社は、事業再生計画を完遂することにより、事業の再建によるタカキューの完全復活を実現し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるよう、企業価値の向上に誠心誠意努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きより一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する事項を含む重要な経営課題について、取締役会で協議するとともに、社内にて体制を構築し、議題の解決を図ってまいります。

### (2) 戦略

当社は、企業の継続性のほか、社会及び環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、適切に対処するよう努めております。

活動の一例として、350種類以上の有害物質の排除を対象とした製品の開発、また、同時にそれに携わる人や工場、環境にも配慮し、SDGsとトレーサビリティにも注目した商品も手掛けております。

また、全店規模で衣料品の回収ボックスを設置し、これらを回収した洋服から、再び服を作るサーキュラーエコノミーの活動、同じく回収した衣料からバイオジェット燃料を製造するプロジェクトへの参加などが挙げられます。店舗運営においては、プラスチック製のショッパーを廃止し、全て紙製のショッパーに変更しました。また、これを機に、ノベルティーとしてアフリカ産（エチオピア）エコバッグを2万枚生産し、これを配布する活動を行い、「マイバッグ運動」を社内外に広く浸透させるなどの活動に取組んでまいりました。

また、「適量生産・適量購入・循環利用によるファッションロスゼロ」と「2050年カーボンニュートラル」を目指す取り組みとして、OMO事業およびオーダー事業を拡大し、大量消費・大量生産の抑制、およびCO<sub>2</sub>の削減を図ってまいります。

今後はこれらの活動における基本方針を策定し、適宜開示してまいります。

当社は、社員の成長が企業の成長へ繋がるものであり、また、今後の更なる成長には人材確保が必要不可欠であると考えております。

人材育成方針として、「教育チャンネル」を開設し、毎月教育動画を従業員向けに配信し、取締役の参加する会議において、状況報告、および議論を行っております。また、社内環境整備方針として、衛生委員会を設置し、月に一度、有給休暇の取得状況、残業時間の管理、健康診断の受診状況の確認や、ストレスチェック等、従業員の健康や社内環境の改善に向けて議論をしております。また、男性の育児休業の促進や、ダブルワークの導入等、ワークライフバランスの向上に取り組んでおります。

### (3) リスク管理

当社は、サステナビリティに関するリスクを含め、当社を取り巻く業務や取引における潜在的なリスクを認識すべく、社内規程に基づきリスク管理を実施し、必要に応じてその運用状況の評価を行っております。また、コンプライアンス、情報セキュリティ管理などにおいても継続的に改善を行い、社内研修を実施しております。重要なリスクおよび機会に関しては、必要に応じて取締役会に報告を行うこととしております。なお、当社のリスクに関する詳細は、「3.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

### (4) 指標及び目標

当社はサステナビリティに係る課題への対応を行うことは持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであると認識し、事業を通じた課題の解決や社会貢献に向けた活動を推進しておりますが、事業再生計画の完遂を最優先事項として取り組んでおり、現段階では各取り組みに関する指標及び目標を設定しておりません。具体的な目標設定や状況の開示については今後の課題として検討してまいります。

また、当社では、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について次の指標を用いております。

指標	実績(2026年2月末)	目標
従業員における女性比率	24.2%	2030年2月末までに 30.0%
管理職に占める女性従業員の比率	8.6%	2030年3月末までに 10.0%
男性従業員の育児休暇取得比率(2週間以上)	0.0%	2030年2月末までに 85.0%
離職率		
男性	男性: 7.4%	2030年2月末までに 女性の離職率: 10.0%
女性	女性: 4.6%	
合計	合計: 6.8%	

( ) 管理職に占める女性従業員の比率

当事業年度における管理職に占める女性従業員の比率は8.6%（前事業年度は3.3%）であり、当事業年度の目標7.3%を達成することができました。今後は、研修等を通じてより高い専門知識やスキル・経験を身につける場を設けることに加え、女性の次期管理職候補を中途採用で登用する等、女性従業員の管理職比率を2030年3月末において10%の達成を目指しております。

( ) 女性の離職率

当事業年度における女性の離職率は4.6%（前事業年度は11.6%）であり、当事業年度の目標10.0%を下回ることができました。今後も女性従業員がよりいきいきと働ける職場を目指し、出産・育児など様々なライフステージを経ながらも長期的なキャリア形成に向けて、より一層社内環境の整備を推進して参ります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) ファッショントレンド及びお客様の嗜好の変化などによるリスク

当社の扱う商品は、個人消費の動向、他社との競合に伴う市場変化などの要因に加え、ファッショントレンドの変化やお客様の嗜好の変化による影響を受けやすいため、動向に合った商品の企画と仕入が行われなかった場合、財政状態および経営成績に影響を受ける可能性があります。

当社は、お客様のニーズを的確に反映した素材やスタイリングの開発、店舗タイプ別の品揃え体制の構築によりこれらリスクの低減を進めてまいります。

#### (2) 個人情報に関するリスク

当社はクレジットカード会社との提携による顧客管理と、当社独自に自社ECサイトやスマートフォンの自社アプリケーションから取得した顧客情報を扱っております。これらの個人情報の管理については、社内体制の整備、情報インフラにおけるセキュリティの確保、従業員への教育等の対応を行っております。しかしながら、万一当該情報の漏洩、流出があった場合には、損害賠償の発生、社会的信用の低下などにより業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 固定資産の減損損失に関するリスク

店舗の損益状況の悪化により、固定資産の減損損失判定において減損損失を認識した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。減損リスクへの対応として、月次決算を含め損益状況を常時管理し、各店舗毎に収益改善に向けた施策を講じております。

#### (4) 商品の生産体制に関するリスク

当社のプライベートブランド商品は、取引先を限定して生産を行っており、生産・企画面で瑕疵があった場合、適正な時期に適量の商品を陳列することができなくなります。また取扱商品の生産地は、中国を中心に、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアなど諸外国が多いため、各国の政情や輸入手続きに問題が発生した場合、商品供給に支障が出て、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況に対し、取引先への品質管理の指導、複数の取引先との取組みによる生産地の分散など、リスクを低減できる体制を目指しております。

#### (5) 天候・災害等によるリスク

当社の扱う商品は、季節毎にマーチャンダイジングを行っており、冷夏、暖冬、台風など天候によって影響を受ける可能性があります。

また、地震、風水害等の自然災害が発生した場合、入居している建物、商品の損害及び店舗の修復に伴う休業等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) テナント入居している商業施設について

当社がテナント入居している商業施設の集客力が何らかの要因で低下した場合、業績に影響を与える可能性があります。また商業施設側の経営が悪化した場合にも差入れている保証金、敷金の回収が困難になり、業績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 原材料等のコスト上昇リスク

当社の扱う商品は、中国を中心に、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアなど諸外国で生産しているものが多いため、原材料価格、現地の人件費、運賃等のコストアップによる原価上昇リスクがあります。

#### (8) 工事費用の高騰リスク

当社は数多くの店舗を有しており、出店、改装、退店に際して実施する工事費用が高騰した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 感染症の拡大によるリスク

新型コロナウイルス等、感染症の拡大により、緊急事態宣言等が発出された場合、商品供給の停滞、店舗における営業休止等により業績への影響が拡大する可能性があります。店舗においては予防、拡大防止のため、消毒液の設置、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等の対策を行っております。また、感染症の影響を受けにくいEコマース事業の強化、拡大を基本方針として対応を進めてまいります。

(10) 経営環境に関するリスク

当社の取り扱うファッション衣料品は、いわゆる基礎的支出の対象（生活必需品）ではなく、選択的支出（嗜好品）の対象ととらえられており、一般に選択的支出（嗜好品）は、収入面での不安がもたらす家計の防衛意識などから、支出抑制の対象となりやすい傾向にあり、日本の経済情勢の影響を強く受けます。このため消費に影響する政策等国内の要因はもとより、世界的な経済活動の低迷等が日本の経済情勢に悪影響を与え、当社の収益に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 風評リスク

当社に対する風評が、マスコミ報道やインターネットの掲示板への書き込み等により流布した場合に、お客さまや投資家の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当社の社会的信頼・信用が毀損される可能性があります。

当社では、風評に適時適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には、当社の業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社といたしましては、当該動向に対して情報収集を行うとともに、状況に合わせた対応を行うことでリスクの低減に努めております。

(12) システムに関するリスク

当社は業務のシステム化を推進し、POSシステムをはじめ、仕入管理、債権管理、お客様の個人情報の記録・保存・管理などを、安定したシステム運用に依拠して行っております。万が一に備え、バックアッププランを含む緊急対応体制を整備し、システム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。しかし、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合、外部からの不正アクセスなどにより、システムの安定運用が困難となった場合、当社の事業活動に支障をきたし、業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存リスク

当社の事業改革を担っている代表取締役社長執行役員伊藤健治は、アパレルファッション事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、過度に同氏に依存しない体制を構築するため、経営幹部の育成と権限委譲を進めており、経営組織の強化に努めております。とはいえ、何らかの理由で同氏が業務を遂行できなくなった場合、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、第1回新株予約権の発行決議を行っており、行使期間を2025年5月23日から2029年5月23日としております。2026年2月末現在、第1回新株予約権は229,000個となっており、全て行使された場合は22,900,000株が発行されることとなります。

また、2024年10月30日開催の取締役会において、第2回新株予約権の発行決議を行っており、行使期間を2026年10月30日から2030年10月29日としております。2026年2月末現在の第2回新株予約権は3,968個となっております。当新株予約権は行使条件に業績条件があり現時点では行使条件を満たしておりませんが、全て行使された場合は、396,800株が発行されることとなります。

これらの新株予約権の行使により、将来、当社の株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

##### a. 経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な国際情勢を背景とした原材料価格・エネルギーコストの高騰や物価上昇等の影響により、消費者の生活防衛意識は引き続き高く、個人消費の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、景気の改善によって市場環境に回復の兆しがみられたものの、国内外における物価上昇の長期化や仕入原価の上昇に加えて、記録的な残暑や暖冬の影響により秋冬物商品の販売が伸び悩むなど、厳しい事業環境が続きました。

このような環境のもと、当社は、2024年3月28日付公表の事業再生計画を完遂することにより事業の再建を果たし、ステークホルダーの皆様のご期待に応えるよう、企業価値の向上に努めてまいりました。

商品面では、ブランド価値の向上を目指し、機能性とデザイン性を重視した商品開発を進めるとともに市場動向を踏まえた計画的な商品展開に努めました。その結果、カジュアル関連商品においては、戦略的に強化したオンオフ兼用で着用できるブルゾンやボトムス、新作のカットソーなどが堅調に推移しました。また、気温変動の影響を受けにくいバッグやベルト等の服飾雑貨商品の既存店売上高が前年を上回りました。

一方、主力のビジネス関連商品においては、働き方の多様化による需要構造の変化に加え、記録的な暖冬の影響もあり、既製スーツやオーダースーツ、コートといった重衣料に対する購買需要が弱く、低調に推移しました。

営業面では店舗の売場編集レベルの標準化を図るため、週間毎に売場チェックを実施し、基準に達するまで継続して修正指導を行いました。あわせて、優秀スタッフのナレッジ共有や、新作商品の教育動画配信等を通じて、接客レベルの向上に努めました。

販促面では、クリスマス催事や年末年始セール、大決算セールなど、既存顧客および新規顧客に向けた各種施策を積極的に展開し、集客の最大化に努めました。

Eコマースでは、TikTokアカウントによる情報発信の継続に加えInstagramを活用した商品紹介・スタイリング提案を実施し、ブランド認知の向上と新規顧客の獲得および集客力強化を図りました。また集客施策としてSEO（検索エンジン最適化）対策を推進し、検索エンジンからの安定的な流入の確保に努めました。さらに、新ブランド「DRAW」においては、インフルエンサーを起用したプロモーションおよびギフトニング施策を実施し、ブランド認知の拡大と将来的な顧客獲得に向けた基盤構築を進めました。

店舗面では、全館閉店に伴いタカキュー1店舗を退店した結果、当事業年度末では前期末比1店舗減の113店舗（タカキュー83店舗、メール・アンド・コー16店舗、エム・エフ・エディトリアル12店舗、グランバック2店舗）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は86億6千6百万円（前年同期比10.2%減）となりました。利益面では、コストコントロールの徹底及び会員向け販促の見直し等により、販売費及び一般管理費が前年同期に対して6.0%減少し、営業利益は1千9百万円（前年同期比90.3%減）、経常利益は1億3千4百万円（同62.2%減）、更に投資有価証券売却益11億2千万円の計上により当期純利益は11億2千2百万円（同43.0%減）となりました。

なお、当社は衣料品販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### b. 財政状態

財政状態の状況につきましては、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 a. 経営成績等 1) 財政状態」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に対して6億6千1百万円増加し、20億3千9百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1億5千万円の支出(前年同期比5千2百万円の支出増加)となりました。これは税引前当期純利益12億6千5百万円、減価償却費1億1千3百万円等による資金増、棚卸資産の増加1億4千4百万円、仕入債務の減少1億4千4百万等の資金減によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、11億5百万円の収入(前年同期は6千5百万円の支出)となりました。これは、投資有価証券の売却による収入12億6千1百万円、敷金及び保証金の回収による収入2千1百万円、無形固定資産の取得1億4千2百万円、有形固定資産の取得2千2百万円等の支出があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、2億9千3百万円の支出(前年同期は4億1千2百万円の収入)となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入1億4千2百万円がありました。長期借入金の返済3億7千3百万円、利息の支払4千7百万円等があったことによるものです。

生産、受注及び販売の状況

a. 商品仕入実績

区分別仕入実績

区分別	第76期 (2024年3月1日～2025年2月28日)	第77期 (2025年3月1日～2026年2月28日)
	仕入高(千円)	仕入高(千円)
重衣料	1,852,051	1,712,220
中衣料	181,736	238,949
軽衣料	1,913,273	1,695,973
その他衣料等	145,262	133,715
合計	3,801,799	3,513,427

(注) その他衣料等はスカート、ワンピース等であり、店舗への商品配送の代行等に伴う仕入控除を含めております。

b. 商品販売実績

区分別売上実績

区分別	第76期 (2024年3月1日～2025年2月28日)	第77期 (2025年3月1日～2026年2月28日)
	売上高(千円)	売上高(千円)
重衣料	4,338,222	4,019,308
中衣料	416,221	385,207
軽衣料	4,539,006	3,950,557
その他衣料等	356,676	311,825
合計	9,650,127	8,666,899

(注) その他衣料等はスカート、ワンピースのほか、Eコマース売上、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等であります。

c . 県別売上実績

地域	第76期 ( 2024年3月1日 ~2025年2月28日 )			第77期 ( 2025年3月1日 ~2026年2月28日 )				
	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	店舗異動状況	
							新規出店 (店)	退店 (店)
北海道	621,798	6.4	7	473,731	5.5	7	-	-
北海道地区計	621,798	6.4	7	473,731	5.5	7	-	-
青森県	111,533	1.2	2	100,370	1.2	2	-	-
秋田県	60,948	0.6	1	55,302	0.6	1	-	-
岩手県	157,789	1.6	2	132,923	1.5	2	-	-
宮城県	343,048	3.6	6	319,705	3.7	6	-	-
山形県	73,945	0.8	1	73,382	0.8	1	-	-
福島県	88,119	0.9	2	88,438	1.0	2	-	-
東北地区計	835,385	8.7	14	770,122	8.9	14	-	-
茨城県	241,395	2.5	3	238,372	2.8	3	-	-
栃木県	226,750	2.3	3	197,846	2.3	3	-	-
群馬県	140,132	1.5	1	53,764	0.6	1	-	-
埼玉県	459,173	4.8	6	469,655	5.4	6	-	-
千葉県	419,327	4.3	8	392,164	4.5	8	-	-
東京都	931,301	9.7	9	873,659	10.1	9	-	-
神奈川県	435,191	4.5	5	404,376	4.7	5	-	-
関東地区計	2,853,272	29.6	35	2,629,840	30.3	35	-	-
新潟県	193,959	2.0	3	198,132	2.3	3	-	-
富山県	104,338	1.1	2	109,050	1.3	2	-	-
石川県	70,068	0.7	1	73,714	0.9	1	-	-
山梨県	120,682	1.3	2	133,884	1.5	2	-	-
長野県	51,838	0.5	1	52,799	0.6	1	-	-
岐阜県	201,549	2.1	3	190,798	2.2	3	-	-
静岡県	263,445	2.7	4	191,322	2.2	3	-	1
福井県	92,404	1.0	1	93,406	1.1	1	-	-
愛知県	544,487	5.6	8	512,493	5.9	8	-	-
三重県	176,901	1.8	3	165,003	1.9	3	-	-
中部地区計	1,819,675	18.9	28	1,720,604	19.9	27	-	1

地域	第76期 ( 2024年3月1日 ~2025年2月28日 )			第77期 ( 2025年3月1日 ~2026年2月28日 )			店舗異動状況	
	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	新規出店 (店)	退店 (店)
滋賀県	67,859	0.7	1	64,550	0.7	1	-	-
京都府	178,143	1.8	3	184,606	2.1	3	-	-
奈良県	130,098	1.3	2	129,665	1.5	2	-	-
大阪府	586,374	6.1	6	497,441	5.7	6	-	-
和歌山県	43,831	0.5	1	49,348	0.6	1	-	-
兵庫県	246,195	2.6	4	225,913	2.6	4	-	-
近畿地区計	1,252,503	13.0	17	1,151,526	13.3	17	-	-
岡山県	120,606	1.2	1	108,553	1.3	1	-	-
鳥取県	40,003	0.4	1	35,653	0.4	1	-	-
中国地区計	160,610	1.7	2	144,207	1.7	2	-	-
香川県	50,611	0.5	1	48,737	0.6	1	-	-
愛媛県	38,348	0.4	1	38,664	0.4	1	-	-
四国地区計	88,959	0.9	2	87,402	1.0	2	-	-
福岡県	369,329	3.8	6	361,734	4.2	6	-	-
佐賀県	89,211	0.9	1	86,180	1.0	1	-	-
熊本県	43,114	0.4	1	40,584	0.5	1	-	-
宮崎県	56,402	0.6	1	55,471	0.6	1	-	-
九州地区計	558,057	5.8	9	543,970	6.3	9	-	-
店舗合計	8,190,263	84.9	114	7,521,406	86.8	113	-	1
その他	1,459,864	15.1	-	1,145,493	13.2	-	-	-
合計	9,650,127	100.0	114	8,666,899	100.0	113	-	1

(注) その他の主な内容は、Eコマースの売上高、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等であります。

d . 出店形態別地区別販売実績

地区別	年度	形態別		駅前ビル		路面店		合計	
		ショッピングセンター等		店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)
北海道地区	2025年2月期	7	525,922	-	-	-	95,876	7	621,798
	2026年2月期	7	473,731	-	-	-	-	7	473,731
東北地区	2025年2月期	13	770,610	-	-	1	64,775	14	835,385
	2026年2月期	13	712,935	-	-	1	57,187	14	770,122
関東地区	2025年2月期	32	2,294,533	1	111,808	2	446,929	35	2,853,272
	2026年2月期	32	2,125,346	1	104,735	2	399,758	35	2,629,840
中部地区	2025年2月期	28	1,819,675	-	-	-	-	28	1,819,675
	2026年2月期	27	1,720,604	-	-	-	-	27	1,720,604
近畿地区	2025年2月期	16	1,060,083	1	192,420	-	-	17	1,252,503
	2026年2月期	16	1,044,361	1	107,165	-	-	17	1,151,526
中国地区	2025年2月期	2	160,610	-	-	-	-	2	160,610
	2026年2月期	2	144,207	-	-	-	-	2	144,207
四国地区	2025年2月期	2	88,959	-	-	-	-	2	88,959
	2026年2月期	2	87,402	-	-	-	-	2	87,402
九州地区	2025年2月期	9	558,057	-	-	-	-	9	558,057
	2026年2月期	9	543,970	-	-	-	-	9	543,970
合計	2025年2月期	108	7,278,452	3	304,229	3	607,581	114	8,190,263
	2026年2月期	108	6,852,559	2	211,900	3	456,945	113	7,521,406

(注) 1 . 上記売上高は損益計算書記載の売上高からEコマースの売上高、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等を除外した店舗売上高であります。

2 . 店舗数は期末現在のものであります。

3 . 出店形態

ショッピングセンター( S C )等.....ショッピングセンターあるいはファッションビル等にテナントとして出店しているものであります。

駅前ビル.....八重洲地下街(株)等の経営するステーションビルにテナントとして出店しているものであります。

路面店.....商店街等に独立店舗として出店しているものであります。

e. 単位当たりの売上実績

項目		第76期 ( 2024年3月1日 ~2025年2月28日 )	第77期 ( 2025年3月1日 ~2026年2月28日 )
売上高(千円)		9,650,127	8,666,899
1㎡当たり売上高	売場面積(月平均)(㎡)	27,497.9	26,129.4
	1㎡当たり期間売上高(千円)	350	331
1人当たり売上高	従業員数(月平均)(人)	452	450
	1人当たり期間売上高(千円)	21,349	19,259

(注) 売場面積は、期中平均により算出しており「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に基づく面積であります。又、売場面積及び売上高には、当社が他社に転貸しているものは含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産の部)

資産の部は、前事業年度末に対して3億6千3百万円増加し、60億5千5百万円となりました。主な要因は、流動資産で現金及び預金が6億6千1百万円、売掛金が1千2百万円、商品が2億5百万円、固定資産で無形固定資産が9千8百万円、投資その他の資産で繰延税金資産が1億6百万円それぞれ増加し、流動資産で貯蔵品が6千万円、投資その他の資産で投資有価証券が6億5千5百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

負債の部は、前事業年度末に対して5億4千9百万円減少し、40億6千6百万円となりました。主な要因は、流動負債で未払金が1億2千8百万円増加し、支払手形及び買掛金・電子記録債務が1億4千4百万円、前受金が4千2百万円、ポイント引当金が8千6百万円、賞与引当金が3千万円、固定負債で長期借入金3億7千3百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

純資産の部は、前事業年度末に対して9億1千2百万円増加し、19億8千8百万円となりました。主な要因は、株主資本で資本剰余金が1億4千5百万円、利益剰余金が11億7百万円それぞれ増加し、評価・換算差額等でその他有価証券評価差額金が3億3千6百万円減少したこと等によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

売上高は、前期に比べ、9億8千3百万円減少し、86億6千6百万円となりました。

(売上総利益)

売上総利益は、前期に比べ、5億2千3百万円減少し、53億5千9百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前期に比べ、3億3千9百万円減少し、53億4千万円となりました。

(営業利益)

営業利益は、前期に比べ、1億8千3百万円減少し、1千9百万円となりました。

(経常利益)

経常利益は、前期に比べ、2億2千1百万円減少し、1億3千4百万円となりました。

(当期純利益)

当期純利益は、前期に比べ、8億4千6百万円減少し、11億2千2百万円となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。

設備投資需要のうち主なものは、改装およびシステム関連投資等であります。

これらの資金需要につきましては、自己資金で賄うことを基本としておりますが、必要に応じて銀行借入により資金調達を行うこととしております。

なお、当事業年度末現在における有利子負債残高は、16億1千8百万円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、20億3千9百万円となっております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

## 5【重要な契約等】

### (事業提携契約)

当社は、2024年1月25日の取締役会の決議において、グロースパートナーズ株式会社(以下「GP」といいます。)との間で、下記のとおり事業提携契約を締結いたしました。概要については次のとおりであります。

#### 1. 事業提携の理由

当社は、2024年1月25日の株式会社地域経済活性化支援機構による当社への再生支援決定を受け、第三者割当増資を伴う再生計画の確実な実現に向け、GPのもつ業績向上に向けた各種プロジェクトの企画・運営に関するノウハウ(成長戦略の策定、ウェブ・マーケティング、オペレーションの改善、DX支援等)の提供を受け、業績向上のための諸施策の検討と着実な実行をGPと共同で積極的に進めることを目的といたします。

#### 2. 事業提携の内容

GPからは、以下の各事項を含む支援を受けております。

- (1) 成長戦略策定
- (2) ウェブ・マーケティング
- (3) 価格戦略(プライシング)
- (4) オペレーション改善
- (5) DX支援
- (6) その他当社及びGPが別途合意する業務

### (債権者間協定)

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構の支援の下、2025年3月28日までに全ての取引金融機関等債権者(以下、「協定債権者」という。)から事業再生計画(「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。以下、「本計画」という。)への同意を得ました。本計画の実施に当たり、同年5月23日付けで当社及び協定債権者により債権者間協定(以下、「本協定」という。)を締結し、債権放棄及び債務の株式化等の金融支援が実行されました。

本協定に基づき、2024年5月23日から5年間(以下「協定期間」という。)、対象債権につき本協定の定めが適用され、対象となる借入金については、当社の業績に応じて返済することとしております。ただし、当社が本計画の重要な点や本協定上の義務に違反した場合には、協定債権者の請求に基づき、対象となる借入金について返済を求められる可能性があります。なお、協定期間終了後の返済方法等については、協定債権者及び当社にて誠実に協議のうえ合意するものとしております。

対象となる借入金の詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等」の「注記事項(貸借対照表関係)」、「注記事項(金融商品関係)」及び「附属明細表 借入金等明細表」をご参照ください。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

設備については、1店舗の改装を行いました。IT投資等含めて当期設備投資額は204,119千円であります。  
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### 事業所別設備状況

2026年2月28日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

区分 地域	土地		建物				機械及び 装置 (千円)	器具及び 備品 (千円)	リース資産 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)
	面積 (㎡)	簿価 (千円)	売場面積 (㎡)	事務所 その他 (㎡)	合計 (㎡)	簿価 (千円)					
イ) 本社及び その他 本社 (東京都 板橋区) 物流センター (愛知県名古屋 市港区)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	(834.9)	(834.9)	3,533	-	2,909	-	6,442	63
	-	-	-	(5777.8)	(5777.8)	111	1,943	0	-	2,054	-
本社及び その他計	-	-	-	(6612.7)	(6612.7)	3,644	1,943	2,909	-	8,496	63
ロ) 店舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	-	-	(1,448.7)	-	(1,488.7)	4,980	-	142	-	5,122	13
北海道地区計	-	-	(1,448.7)	-	(1,448.7)	4,980	-	142	-	5,122	13
青森県	-	-	(389.4)	-	(389.4)	0	-	0	-	0	4
岩手県	-	-	(399.3)	-	(399.3)	1,199	-	354	-	1,553	5
宮城県	-	-	(1,755.6)	-	(1,755.6)	1,611	-	212	-	1,824	9
秋田県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	725	-	0	-	725	1
山形県	-	-	(184.8)	-	(184.8)	941	-	0	-	941	2
福島県	-	-	(389.4)	-	(389.4)	4,008	-	0	-	4,008	3
東北地区計	-	-	(3,313.2)	-	(3,313.2)	8,487	-	567	-	9,054	24
茨城県	-	-	(686.4)	-	(686.4)	2,263	-	0	-	2,263	6
栃木県	-	-	(640.2)	-	(640.2)	1,595	-	0	-	1,595	5
群馬県	-	-	(181.5)	-	(181.5)	0	-	0	-	0	1
埼玉県	-	-	(1,428.9)	-	(1,428.9)	13,195	518	4,819	-	18,533	15
千葉県	-	-	(1,963.5)	-	(1,963.5)	10,461	-	1,601	-	12,063	10
東京都	-	-	(1,920.6)	-	(1,920.6)	6,230	-	479	-	6,710	23
神奈川県	-	-	(1,062.6)	-	(1,062.6)	4,848	-	0	-	4,848	11
関東地区計	-	-	(7,883.7)	-	(7,883.7)	38,595	518	6,901	-	46,014	71

地域	土地		建物				機械及び装置 (千円)	器具及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)
	面積 (㎡)	簿価 (千円)	売場面積 (㎡)	事務所 その他 (㎡)	合計 (㎡)	簿価 (千円)					
新潟県	-	-	(620.4)	-	(620.4)	1,396	-	0	-	1,396	6
富山県	-	-	(514.8)	-	(514.8)	0	-	0	-	0	3
石川県	-	-	(303.6)	-	(303.6)	1,231	-	0	-	1,231	1
福井県	-	-	(316.8)	-	(316.8)	1,253	-	0	-	1,253	3
山梨県	-	-	(630.3)	-	(630.3)	0	-	0	-	0	3
長野県	-	-	(250.8)	-	(250.8)	0	-	0	-	0	1
岐阜県	-	-	(633.6)	-	(633.6)	1,057	-	0	-	1,057	5
静岡県	-	-	(669.9)	-	(669.9)	5,298	-	0	-	5,298	6
愛知県	-	-	(1,696.2)	-	(1,696.2)	5,942	-	1,015	-	6,957	16
三重県	-	-	(653.4)	-	(653.4)	754	-	0	-	754	4
中部地区計	-	-	(6,289.8)	-	(6,289.8)	16,933	-	1,015	-	17,949	48
滋賀県	-	-	(198.0)	-	(198.0)	6,564	-	2,077	-	8,642	1
京都府	-	-	(584.1)	-	(584.1)	249	-	0	-	249	5
奈良県	-	-	(396.0)	-	(396.0)	3,822	-	950	-	4,772	4
大阪府	-	-	(2,369.4)	-	(2,369.4)	2,206	-	0	-	2,207	13
和歌山県	-	-	(227.7)	-	(227.7)	0	-	0	-	0	1
兵庫県	-	-	(960.3)	-	(960.3)	2,168	-	0	-	2,168	8
近畿地区計	-	-	(4,735.5)	-	(4,735.5)	15,011	-	3,028	-	18,040	32
岡山県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	246	-	0	-	246	4
鳥取県	-	-	(181.5)	-	(181.5)	-	-	0	-	0	1
中国地区計	-	-	(376.2)	-	(376.2)	246	-	0	-	246	5
香川県	-	-	(174.9)	-	(174.9)	0	-	0	-	0	1
愛媛県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	0	-	0	-	0	1
四国地区計	-	-	(369.5)	-	(369.5)	0	-	0	-	0	2
福岡県	-	-	(1,254.0)	-	(1,254.0)	6,896	-	534	-	7,431	11
佐賀県	-	-	(168.3)	-	(168.3)	1,876	-	961	-	2,838	2
熊本県	-	-	(171.6)	-	(171.6)	2,806	-	892	-	3,699	1
宮崎県	-	-	(125.4)	-	(125.4)	0	-	0	-	0	1
九州地区計	-	-	(1,719.3)	-	(1,719.3)	11,580	-	2,388	-	13,968	15
店舗計	-	-	(26,136.0)	-	(26,136.0)	95,835	518	14,043	-	110,397	210
営業用設備計	-	-	26,136.0	(6,612.7)	(32,748.7)	99,480	2,461	16,952	-	118,894	273
遊休不動産	7,174.0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-
賃貸不動産	-	-	-	(5,296.5)	(5,296.5)	-	-	-	-	-	-
その他設備合計	7,174.0	0	-	(5,296.5)	(5,296.5)	-	-	-	-	0	-
総合計	7,174.0	0	(26,136.0)	(11,909.2)	(38,045.2)	99,480	2,461	16,952	-	118,894	273

- (注) 1. 面積欄の( )は連結会社以外の者からの賃借物件であり、年間の賃借料は1,465,545千円であります。  
2. 転貸店舗の主な転貸先は㈱ゲオホールディングスであります。  
3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
4. 従業員数の中には、パートタイマーは含んでおりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

2026年2月28日現在において計画中の主なものは次のとおりであります。

#### (1) 設備の新設及び改装

事業所名	所在地	増加売場面積 (㎡)	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の所要資金 (千円)	契約・着工予定年月	開店・改装予定年月
T/Qイオンセントラルスクエア静岡	静岡県静岡市	242.2	27,627	10,327	17,300	令和8年2月	令和8年3月
第78期開店・改装予定店舗	-	-	52,373	-	52,373	-	-
第78期IT投資予定	-	-	195,000	-	195,000	-	-
合計	-	-	275,000	10,327	264,673	-	-

- (注) 1. 予算金額、今後の所要資金には差入保証金、敷金を含んでおります。  
2. 今後の所要資金264,673千円は、自己資金により賄う予定であります。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の除却

経常的な退店による設備の除却を除き、重要な設備の除却の予定はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,800,000
A種種類株式	16,500,000
B種種類株式	500,000
計	97,800,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数はそれぞれ普通株式97,800,000株、A種種類株式16,500,000株、B種種類株式500,000株となっております。なお、合計では114,800,000株となりますが、発行可能株式総数は97,800,000株とする旨を定款に規定しております。

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2026年5月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,770,822	41,770,822	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株(注)2
A種種類株式	16,222,700	16,222,700	非上場	単元株式数 100株(注)3
B種種類株式	499,997	499,997	非上場	単元株式数 1株(注)4
計	50,493,519	58,493,519	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。

3. A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

## 1. 剰余金の配当

## (1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## (2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、30.82円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

## (3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

## (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本（4）に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記（2）に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記（2）但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本（4）に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記（3）に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本（1）においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.（2）に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

## 3. 議決権

(1) A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(2) 上記（1）にかかわらず、A種種類株主は、払込期日の6年後の応当日以降、株主総会において議決権を有しない。

## 4. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主はA種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

### (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における（i）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、（ii）A種累積未払配当金相当額及び（iii）A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

## 5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、払込期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額は、当初15.3円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込

期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本 において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(6) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値を金銭対価償還日における上記5.(3)及び5.(4)で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。)、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

4. B種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- (2) B種優先配当金の金額  
B種優先配当金の額は、1,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
- (3) 非参加条項  
当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) 累積条項  
ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
2. 残余財産の分配
- (1) 残余財産の分配  
当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額にB種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
- (2) 非参加条項  
B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 日割未払優先配当金額  
B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。))。
3. 議決権
- (1) B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
4. 金銭を対価とする取得請求権
- (1) 金銭対価取得請求権  
B種種類株主はB種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額  
B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求の効力発生  
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、給付期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初64円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。  
行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。  
合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。  
取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。  
その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、B種種類株主と同日付で発行される当社の新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求の効力発生  
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (6) 普通株式の交付方法  
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
6. 金銭を対価とする取得条項  
当社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。
7. 譲渡制限  
B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等  
(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。  
(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。  
(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
9. B種種類株式499,997株は、現物出資（債務の株式化 499,997千円）によって発行されたものであります。
10. 種類株式の発行  
当社は、種類株式発行会社であって、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種種類株式は、単元株式数を100株としているが、B種種類株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を1株としている。

## (2) 【新株予約権等の状況】

### 【ストックオプション制度の内容】

#### 第2回新株予約権

決議年月日	2024年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役を除く)1名
新株予約権の数(個)	3,968
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 396,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 126 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年10月30日 至 2030年10月29日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100株につき12,639 資本組入額 100株につき6,319.5(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式396,800株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。

(2)当社が第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第3項第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第3項第(2)号(ホ)及び第(6)号(二)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5)本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、新株予約権1個当たりの発行価額は39円とする。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初126円とする。なお、行使価額は第3項に定める調整を受ける。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価（本項第(4)号(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）

（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)普通株式の分割する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ)上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)

(イ)当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ)「特別配当」とは、2029年5月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ)特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4)その他

(イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (二)行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (5)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (6)本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ)当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (ハ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (二)本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ)株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき
- (ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9)本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026年10月30日から2030年10月29日（但し、第6項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を超過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認められた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。  
「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

#### 5. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、発行会社の2025年2月期から2029年2月期までの事業年度の財務諸表における経常利益について、4四半期累計で以下の表1に記載された経常利益金額が1回以上達成された場合、割り当てられた本新株予約権個数に表1の係数を乗じた数を限度として権利行使することが可能となる。なお、係数を乗じた数に100株未満の端数が生じる場合には、100株未満を切り捨て処理するものとする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

表1

4四半期累計経常利益金額	係数
500百万円未満	0
500百万円以上750百万円未満	1 / 3
750百万円以上1,000百万円未満	2 / 3
1,000百万円以上	1

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員、または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 6. 組織再編行為時における本新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2024年1月25日
新株予約権の数(個)	229,000 [149,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,900,000 [14,900,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 15.3円 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2025年5月23日 至2029年5月23日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100株につき1,561 資本組入額 100株につき780.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式32,200,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。

(2)当社が3.行使価額の調整の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、3.行使価額の調整に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る3.行使価額の調整 第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、3.行使価額の調整 第(2)号(ホ)及び第(6)号(ニ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初15.3円とする。なお、行使価額は3.行使価額の調整に定める調整を受ける。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価(本項第(4)号(ロ)に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の

取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)普通株式の分割する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(二)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。(ホ)上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)

(イ)当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ)「特別配当」とは、2029年5月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ)特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4)その他

(イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(ニ)行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(5)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価

(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。

- (6)本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ)当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (ハ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価格は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (ニ)本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ)株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9)本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025年5月23日から2029年5月23日(但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1)当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2)振替機関が必要であると認めた日
- (3)組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
- 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

#### 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年5月23日 (注)1	A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	普通株式 24,470,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	499,990	599,990	499,990	499,990
2024年5月23日 (注)2	-	普通株式 24,470,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	499,990	100,000	499,990	-
2025年7月4日 (注)3	普通株式 4,000,000	普通株式 28,470,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	31,220	131,220	31,220	31,220
2025年10月1日 (注)3	普通株式 5,300,000	普通株式 33,770,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	41,366	172,586	41,366	72,586
2026年2月25日 (注)4	-	普通株式 33,770,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	72,586	100,000	72,586	-

(注)1 . 2024年3月25日開催の臨時株主総会にてA種種類株式及びB種種類株式の発行が決議され、2024年5月23日に第三者割当の方法により発行しております。当該種類株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ499,990千円増加しております。

第三者割当

株式の種類 A種種類株式

発行価格 30.82円

資本組入額 15.41円

割当先 GP上場企業出資投資事業有限責任組合 7,902,700株

GPパイアウトP投資事業有限責任組合 8,320,000株

第三者割当

株式の種類 B種種類株式

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先 株式会社みずほ銀行 138,184株

株式会社商工組合中央金庫 154,538株

三井住友信託銀行株式会社 103,638株

オリックス株式会社 55,273株

城ヶ島合同会社 48,364株

なお、B種種類株式の増加は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資に伴うものであります。

2. 2024年1月25日開催の取締役会決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2024年5月23日を効力発生日として、A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本金を499,990千円、資本準備金を499,990千円減少させ、その金額をその他資本剰余金に振り替えております。
3. 第1回新株予約権の権利行使による増加であります。
4. 2026年1月9日開催の臨時株主総会決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2026年2月25日を効力発生日として、資本金72,586千円(減資割合42.1%)及び資本準備金72,586千円(減資割合100.0%)が減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えております。
5. 2026年3月1日から2026年4月30日までの間に、第1回新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,000,000株、資本金及び資本準備金が62,440千円増加しております。また、2026年3月9日開催の取締役会において、第1回新株予約権が2026年4月28日に行使されることを条件として、当該新株予約権の行使に伴う株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。これに基づき、2026年4月28日に当該新株予約権の行使に伴う株式の発行、資本金の額及び資本準備金の額の減少、並びにこれに伴うその他資本剰余金への振替手続が完了しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	21	122	15	77	17,783	18,020	-
所有株式数(単元)	-	589	4,338	81,128	3,175	1,098	247,046	337,374	33,422
所有株式数の割合(%)	-	0.17	1.29	24.05	0.94	0.33	73.23	100.00	-

(注) 自己株式105,938株は「個人その他」に105,900単元及び「単元未満株式の状況」に38株含めて記載しております。

A種類株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	162,227	162,227	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

B種類株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	2	-	-	-	4	-
所有株式数(単元)	-	292,722	-	207,275	-	-	-	499,997	-
所有株式数の割合(%)	-	58.54	-	41.46	-	-	-	100.00	-

( 6 ) 【大株主の状況】

所有株式数別

普通株式

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	49,980	14.85
株式会社エムツウ	東京都港区西麻布4丁目17-4	25,000	7.43
GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2丁目16-12RJ3	14,671	4.36
GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2丁目16-12RJ3	14,263	4.24
タカキュー取引先持株会	東京都板橋区板橋3丁目9-7	2,678	0.80
一般財団法人高久国際奨学財団	東京都港区西麻布4丁目17-4	2,500	0.74
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	1,758	0.52
船津 光司	埼玉県富士見市	1,730	0.51
福山 哲博	大阪府東大阪市	1,699	0.50
高久 眞佐子	東京都港区	1,655	0.49
計	-	115,934	34.43

(注) 2026年4月28日付でイオン株式会社が主要株主に該当しないこととなりました。

A種種類株式

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2丁目-16-12RJ3	83,200	51.29
GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2丁目16-12RJ3	79,027	48.71
計	-	162,227	100.00

(注) 上記、A種種類株式は議決権を有しております。なお、A種種類株式の内容については、「1 株式等の状況

(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

B種種類株式

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	1,589	31.78
株式会社 商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10番17号	1,545	30.90
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,381	27.64
城ヶ島合同会社	東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒ ルズ森JPタワー	483	9.67
計	-	4,999	100.00

(注) 上記、B種種類株式は議決権を有していません。なお、B種種類株式の内容については、「1 株式等の状況  
(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

所有議決権数別

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決の 割合 (%)
GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	97,871	19.63
GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	93,290	18.71
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	49,980	10.02
株式会社エムツウ	東京都港区西麻布4丁目17-4	25,000	5.01
タカキュー取引先持株会	東京都板橋区板橋3丁目9-7	2,678	0.53
一般財団法人高久国際奨学財団	東京都港区西麻布4丁目17-4	2,500	0.50
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	1,758	0.35
船津 光司	埼玉県富士見市	1,730	0.34
福山 哲博	大阪府東大阪市	1,699	0.34
高久 眞佐子	東京都港区	1,655	0.33
計	-	278,161	55.79

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種種類株式 499,997	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 105,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,631,500	336,315	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	A種種類株式 16,222,700	162,227	(注)
単元未満株式	普通株式 33,422	-	-
発行済株式総数	50,493,519	-	-
総株主の議決権	-	498,542	-

(注)「A種種類株式」の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式(注)3」に記載の通りです。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タカキュー	東京都板橋区 板橋3丁目9番7号	105,938	-	105,938	0.31
計	-	105,938	-	105,938	0.31

(注)上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	137	14
当期間における取得自己株式	99	7

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	105,938	-	106,037	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、経営基盤強化のための内部留保の確保と将来の事業拡大のための投資とのバランスを総合的に判断し、適正で安定的な配当を行うことを基本的な方針といたしております。

当社の普通株式につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、会社法第454条第5項の規定に基づいて取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を当社定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、まだ安定した黒字化体質には至っておらず、まずは健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、誠に遺憾ではございますが、普通株式につきましては無配とさせていただきます。

なお、A種種類株式及びB種種類株式につきましては、定款及び種類株式の発行要項に定めた所定の計算による優先配当を実施いたします。

2026年5月19日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月19日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	14,600,430	0円90銭	2026年 2月28日	2026年 5月20日
	B種種類株式	利益剰余金	4,999,970	10円00銭	2026年 2月28日	2026年 5月20日



当社取締役会の構成員及び執行役員については、後記「(2) 役員の状況」のとおりであり、指名・報酬諮問委員会の委員は、社外取締役古川徳厚、社外取締役岸本雄介、及び代表取締役伊藤健治となります。

□. 当該体制を採用する理由

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会及び監査等委員会により業務執行の監督及び監査を行っております。2026年5月19日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件」、「監査等委員である取締役3名選任の件」及び「補欠の監査等委員である取締役候補者1名選任の件」を上程しており、当該議決が承認可決された場合、取締役会は社内取締役1名及び社外取締役3名で構成され、社外取締役により会社運営上の重要事項について幅広い見識や知見を取り入れることができる体制となる予定であります。また独立役員の選任により、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で適切な判断が行われる体制も整っております。なお、取締役の指名・報酬に関する評価・決定プロセスについて、一層の透明化と客観化が重要であると判断し、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きの整備をし、総合的に機能することが必要と考えます。また内部統制のシステム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。

これらの活動は定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等において、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。

更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録保存する。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険(財務、法務、環境、災害等のリスク)に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画部が行うものとする。

新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役、部門長を定める。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。取締役は、その目標達成のための各部門の具体的な目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。

取締役会は、取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。

- ・当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の事業に関して、責任を負う取締役、執行役員を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。

子会社の内部監査は、当社コンプライアンス部及び関連部署が計画的に実施する。

子会社は、当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、経営・財務の状況を定期的に当社に報告するとともに、経営上重要な事項については、当社への事前協議を行う。

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の運営や監査業務などの監査等委員会の職務の補助を行うため、コンプライアンス部内に監査等委員会事務局を置く。

監査等委員会は、監査等委員会事務局所属の使用人(以下、「補助使用人」という。)に必要な事項を命令

することができるものとし、補助使用人は、かかる命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の指揮命令は受けないものとする。

尚、補助使用人の人事異動・人事評価については、監査等委員会の同意の下に行う。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する。

監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人に対して報告を求めることができる。

尚、報告者が監査等委員会に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。

- ・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、毎年策定する監査計画に従い、監査等委員会監査等基準に基づき監査を行う。

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換会を設けるものとする。

監査等委員会は、監査の効率及び実効性を確保するため、コンプライアンス部及び会計監査人から定期的報告を受けるとともに情報・意見交換を行い、緊密な連携を図る。また、専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

尚、監査等委員及び補助者使用人の職務の執行について生ずる費用又は債務は、会社が負担するものとする。

#### b．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、顧問弁護士ならびに各種専門家から、法務、税務等に関する指導、助言をいただける体制を整えております。また、内部通報制度（タカキューホットライン）により法令違反等の早期発見と風通しのよい社内風土づくりを行っております。さらに同制度の充実を図るため、通報・相談窓口として経営陣から独立した社外窓口も設置しております。

#### c．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### d．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社の役員を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

#### e．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、8名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

#### f．取締役選任及び解任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### g．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### h．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### i．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### j．種類株式の発行

当社は、種類株式の発行会社であり、普通株式のほか、A種種類株式及びB種種類株式を発行しております。A種種類株式とB種種類株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
伊藤 健治	16	16
林 宏夫	16	16
岸本 雄介	16	16
古川 徳厚	16	16
河手 優美	16	16

(注) 取締役会における具体的な検討内容として、重要事項についての意思決定、経営方針及び業務執行方針の決定を行い、自由闊達な意見交換による実効的な運営に努めております。取締役会は原則として毎月1回開催しております。

上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### コンプライアンス委員会の活動状況

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長執行役員、取締役常務執行役員、経営企画部長、人事総務部長、コンプライアンス部長で構成され、独占禁止法や下請法等の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、不正の抑制及び労働問題等の把握に努め、重要な問題を審議し、結果を取締役に報告することとしております。

( 2 ) 【 役員の状況】

2026年5月18日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 4名 女性 1名 ( 役員のうち女性の比率 20% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員	伊藤 健治	1966年9月6日生	1987年4月 株式会社ファイブフォックス入社 1997年4月 同社「KENJIITO COMME CA COLLECTION」立ち 上げ 2003年3月 同社メンズグループ「COMME CA DU MODE MEN」MD・企画デザイン管掌 2007年4月 同社メンズグループ統括部長 メンズブラン ド6ブランド管掌 2016年3月 同社取締役本部長 2020年11月 同社取締役副社長 2022年7月 同社退社 2022年11月 株式会社ジャパンプルー入社 2023年11月 同社退社 2024年5月 当社入社 2024年8月 当社商品本部長 2024年9月 当社代表取締役社長執行役員兼事業本部長 2026年5月 当社代表取締役社長執行役員(現任)	(注)2	-
取締役 常務執行役員	林 宏夫	1960年3月23日生	1982年4月 当社入社 1994年5月 業務企画部長 1998年3月 システム部長 2000年5月 経営企画部長 2004年2月 管理本部人事部長 2006年2月 営商本部商品管理部長 2009年2月 管理本部人事総務部長 2010年5月 取締役 2013年2月 取締役第二事業部長 2015年2月 取締役店舗開発部長 2016年8月 常務取締役営業本部長 2018年5月 常務取締役管理本部長 2024年5月 取締役常務執行役員 管理本部長 2026年5月 取締役 常務執行役員(2026年5月19日退任 予定)	(注)2	普通株式 333

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	岸本 雄介	1983年1月18日生	2009年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2009年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2016年10月 アメリカ ロサンゼルスZuber Lawler & Del Duca法律事務所 2017年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2020年1月 アメリカ ニューヨーク州弁護士登録 2023年2月 多摩川精機株式会社監査役(非常勤、現任) 2023年5月 当社監査役 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組 合(現株式会社アドバンテッジパートナ ーズ)入社 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出 向 取締役 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社取締 役/パートナー 2022年9月 グロースパートナーズ株式会社代表取締役 (現任) 2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役 (現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年6月 ランサーズ株式会社社外取締役(現任) 2024年11月 株式会社MVホールディングス社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社メルヴェイコ社外取締役(現任) 2024年11月 MVマーケティング株式会社社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社ユニテッドバリューズ社外取締役 (現任) 2025年6月 ビープラッツ株式会社社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社ヴィア・ホールディングス社外取締 役(現任) 2025年10月 株式会社Y corporation社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社Y's Group社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社Y's リユース社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社プラス社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社SaLaDa社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社Hooome社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	河手 優美	1996年7月10日生	2019年4月 野村證券株式会社入社 2024年2月 グロースパートナーズ株式会社アソシエイト (現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年11月 株式会社MVホールディングス社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社メルヴェイコ社外取締役(現任) 2024年11月 MVマーケティング株式会社社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社ユニテッドバリューズ社外取締役 (現任) 2025年6月 株式会社TORICO社外取締役 2025年10月 株式会社Y corporation社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社SaLaDa社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社Hooome社外取締役(現任)	(注)3	-
計					普通株式 333

(注)1. 取締役岸本 雄介、古川 徳厚、河手 優美は、監査等委員である社外取締役であります。  
2. 2025年5月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
3. 2024年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 当社では、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、2024年5月30日より執行役員制度を導入しております。

執行役員は7名で構成され、うち2名は取締役を兼務しており、取締役を兼務しない執行役員は次の5名で構成されております。

執行役員 特命担当部長 小泉 勝裕  
執行役員 経営企画部長 矢巻 眞  
執行役員 店舗開発部長 岡村 文彦  
執行役員 人事総務部長 山本 毅  
執行役員 営商管理部長 吉野 和則

5. 取締役河手 優美は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中 優美であります。

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴
補欠取締役 (監査等委員)	西村 俊輝	1984年8月9日生	2011年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2011年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2018年9月 スペインHernandez Echevarria Abogados法律事務所 2019年3月 パナマMorgan & Morgan法律事務所 2019年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2021年12月 コモンズ総合法律事務所退所 2022年2月 株式会社10Xファイナンス&コーポレート本部 コーポレートオペレーションズ部 リーガル担当(現任)

2026年5月19日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件」、「監査等委員である取締役3名選任の件」及び「補欠の監査等委員である取締役候補者1名選任の件」を上程しており、当該議決が承認可決された場合、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性 3名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長	伊藤 健治	1966年9月6日生	1987年4月 株式会社ファイブフォックス入社 1997年4月 同社「KENJI ITO COMME CA COLLECTION」立ち上げ 2003年3月 同社メンズグループ「COMME CA DU MODE MEN」MD・企画デザイン管掌 2007年4月 同社メンズグループ統括部長 メンズブランド6ブランド管掌 2016年3月 同社取締役本部長 2020年11月 同社取締役副社長 2022年7月 同社退社 2022年11月 株式会社ジャパンプルー入社 2023年11月 同社退社 2024年5月 当社入社 2024年8月 当社商品本部長 2024年9月 当社代表取締役社長執行役員兼事業本部長 2026年5月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2026年5月 当社代表取締役社長(就任予定)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	岸本 雄介	1983年1月18日生	2009年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2009年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2016年10月 アメリカ ロサンゼルスZuber Lawler & Del Duca法律事務所 2017年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2020年1月 アメリカ ニューヨーク州弁護士登録 2023年2月 多摩川精機株式会社監査役(非常勤、現任) 2023年5月 当社監査役 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組 合(現株式会社アドバンテッジパート ナーズ)入社 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出 向 取締役 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社取締 役/パートナー 2022年9月 グロースパートナーズ株式会社代表取締役 (現任) 2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役 (現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年6月 ランサーズ株式会社社外取締役(現任) 2024年11月 株式会社MVホールディングス社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社メルヴェイコ社外取締役(現任) 2024年11月 MVマーケティング株式会社社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社ユニテッドバリューズ社外取締役 (現任) 2025年6月 ビーブラッツ株式会社社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社ヴィア・ホールディングス社外取締 役(現任) 2025年10月 株式会社Y corporation社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社Y's Group社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社Y's リユース社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社プラス社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社SaLaDa社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社Hooome社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	河手 優美	1996年7月10日生	2019年4月 野村證券株式会社入社 2024年2月 グロースパートナーズ株式会社アソシエイト (現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年11月 株式会社MVホールディングス社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社メルヴェイコ社外取締役(現任) 2024年11月 MVマーケティング株式会社社外取締役(現 任) 2024年11月 株式会社ユニテッドバリューズ社外取締役 (現任) 2025年6月 株式会社TORICO社外取締役 2025年10月 株式会社Y corporation社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社SaLaDa社外取締役(現任) 2026年2月 株式会社Hooome社外取締役(現任)	(注)3	-
計					-

(注)1. 取締役岸本 雄介、古川 徳厚、河手 優美は、監査等委員である社外取締役であります。

2. 2026年5月19日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3. 2026年5月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 当社では、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、2024年5月30日より執行役員制度を導入していましたが、現時点の当社の経営体制・事業運営に照らし、より意思決定の迅速化、業務遂行責任の明確化、役位体系の簡素化を目的として、2026年5月19日付にて執行役員制度を休止する予定であります。
5. 取締役河手 優美は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中 優美であります。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴
補欠取締役 (監査等委員)	西村 俊輝	1984年8月9日生	2011年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2011年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2018年9月 スペインHernandez Echevarria Abogados法律事務所 2019年3月 パナマMorgan & Morgan法律事務所 2019年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2021年12月 コモンズ総合法律事務所退所 2022年2月 株式会社10Xファイナンス&コーポレート本部 コーポレートオペレーションズ部 リーガル担当(現任)

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名で選任しており、いずれも監査等委員である取締役であります。

当社においては社外取締役を選任するための独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

岸本雄介氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、2023年5月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社の経営に対して高度かつ専門的な監督を担える人物と判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

古川徳厚氏は、上場企業への豊富な投資実績とハンズオンによる経営支援の実績を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。なお、当社は古川徳厚氏が代表を務めるグロースパートナーズ株式会社と事業提携契約を締結しております。また、古川徳厚氏は、グロースパートナーズ株式会社と共同で、2024年5月23日付で主要株主となったGPバイアウトP投資事業有限責任組合(当社議決権の19.63%を所有)、GP上場企業出資投資事業有限責任組合(同18.71%を所有)の無限責任組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員として両ファンドによる株券等の投資に係る権限を有しています。

河手優美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融・資本市場業務の経験を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。当社はグロースパートナーズ株式会社と事業提携契約を締結しておりますが、河手優美氏は同社の業務執行者であります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」 「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及び八に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び評価実施部門であるコンプライアンス部等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め監査を行います。また、取締役会等重要な会議への出席や重要な書類の閲覧等を行い、情報収集に努め必要に応じて意見を表明します。さらに会計監査人とも連携し、会計監査人から監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

当事業年度において監査等委員会を12回開催しており、個々の監査役及び取締役監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
岸本 雄介	監査等委員会 12回	監査等委員会 12回
古川 徳厚	監査等委員会 12回	監査等委員会 12回
河手 優美	監査等委員会 12回	監査等委員会 12回

監査等委員会における具体的な検討内容は、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備及び運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等です。会計監査人、コンプライアンス部とも連携を図り、内部統制状況などの監査を実施しております。監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

なお、当社は、2026年5月19日開催予定の第77期定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員会は引き続き3名（全員が監査等委員である社外取締役）で構成されることとなります。

内部監査の状況

内部監査は、代表取締役直轄の独立した組織であるコンプライアンス部が2名体制で内部監査を行っております。コンプライアンス部では、監査計画を策定して、当社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しており、定期的に取り締り役会、監査等委員会へ報告をすると共に被監査部門に対して業務改善に向けた具体的な助言・勧告を行っております。また、効率的な監査を行うため、監査等委員会、会計監査人とも情報を共有する等、連携強化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

赤坂有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2023年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 荒川 和也

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 秀偉

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他10名、計14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理の状況、適格性及び独立性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

赤坂有限責任監査法人は、会計専門家として一元的に監査できる人員及び体制を整えており、品質管理体制の整備・実施状況が適切であること、当社からの独立性を有していること、意見表明のための十分な審査体制を構築していることなどから、当社の会計監査人として選定しています。

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員・財務経理部門・コンプライアンス委員会等とのコミュニケーション、監査、不正リスクへの対応等が適切に行われていること等を評価した結果、赤坂有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
30,000	-	30,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針としましては、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しており、1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査役の報酬等は1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度としております。

なお、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、2024年5月30日開催の第75回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等は2024年5月30日開催の第75回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度としております。

個々の取締役の報酬額については、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2024年5月30日開催の取締役会において改訂の決議を行っております。現時点では金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて決定方針を定めるものといたします。

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議結果を受けて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針、報酬基準表及び第三者による企業経営者の報酬の調査結果、当社の業績、従業員の給与水準を踏まえ、代表取締役社長が決定しております。

なお、取締役会は、定時株主総会後の取締役会決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定を代表取締役に委任しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は2026年5月19日開催の取締役会において、第78期の取締役の個人別の報酬の決定を代表取締役に一任することを決議する予定です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の 総額(千円)			対象となる 役員の人員 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	35,887	35,887	-	-	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	13,950	13,950	-	-	3

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、その価値の変動や配当により利益を受けるために保有する株式を純投資目的の投資株式、それ以外の理由により保有する株式を政策投資目的の投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、取引関係、事業における協力関係などを考慮し、中長期的な観点から当社の経営に資するかを確認したうえで、そのリスクも含めた資本コストとの比較検証により、毎年、取締役会が保有・縮減の判断をいたします。なお、政策保有株式に係る議決権は、議案の内容を個別に検討し、当社及び投資先企業双方の企業価値の向上に資するか否かを判断して行使します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	1,261,181

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)イオン	-	177,900	当社の出店立地の主要関係先として、良好な関係の維持・強化を図るため。 なお、当該株式の保有にあたっては、保有目的に照らして適正かどうかの検証に加え、保有に伴う便益の実証分析や、資本コスト等の定量的な検証を実施しております。	有
	-	655,383		

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第77期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、監査法人および各種団体が主催するセミナーへの参加、専門誌等から情報収集を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,378,442	2,039,848
売掛金	507,671	520,074
商品	1,324,557	1,529,635
貯蔵品	146,233	85,480
前渡金	14,400	18,758
前払費用	84,527	91,571
その他	2 51,477	2 52,504
流動資産合計	3,507,309	4,337,873
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,127,602	1,113,468
減価償却累計額	1,023,563	1,013,987
建物(純額)	104,039	99,480
機械及び装置	7,609	7,609
減価償却累計額	4,688	5,147
機械及び装置(純額)	2,920	2,461
器具及び備品	1,031,403	997,081
減価償却累計額	1,013,055	980,128
器具及び備品(純額)	18,347	16,952
土地	0	0
建設仮勘定	-	3,280
有形固定資産合計	125,306	122,174
無形固定資産		
商標権	379	588
電話加入権	9,155	9,155
ソフトウェア	199,464	208,356
ソフトウェア仮勘定	47,985	137,635
無形固定資産合計	256,984	355,736
投資その他の資産		
投資有価証券	1 655,383	-
関係会社株式	0	0
出資金	155	155
長期前払費用	2,667	1,831
賃貸不動産	686,692	686,692
減価償却累計額	686,692	686,692
賃貸不動産(純額)	0	0
差入保証金	36,404	36,404
敷金	1,107,683	1,094,738
繰延税金資産	-	106,090
投資その他の資産合計	1,802,293	1,239,220
固定資産合計	2,184,584	1,717,131
資産合計	5,691,894	6,055,005

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	2,963	-
電子記録債務	859,120	3,534,791
買掛金	215,798	398,101
未払金	2,253,201	2,381,940
未払費用	18,041	25,389
未払消費税等	91,577	86,806
未払法人税等	72,157	71,234
契約負債	6,136	22,271
前受金	106,841	63,881
預り金	4,485	913
前受収益	2,26,587	2,27,564
ポイント引当金	94,749	8,435
賞与引当金	30,000	-
資産除去債務	12,010	-
その他	1,170	1,578
流動負債合計	1,794,839	1,622,908
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,41,991,353	41,618,353
長期預り保証金	91,940	91,940
繰延税金負債	555	-
関係会社事業損失引当金	60,840	46,744
資産除去債務	676,430	686,180
固定負債合計	2,821,120	2,443,217
負債合計	4,615,959	4,066,126
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	-	145,173
資本剰余金合計	-	145,173
利益剰余金		
利益準備金	-	1,520
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	655,538	1,761,462
利益剰余金合計	655,538	1,762,982
自己株式	26,516	26,530
株主資本合計	729,021	1,981,624
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	336,776	-
評価・換算差額等合計	336,776	-
新株予約権	10,136	7,253
純資産合計	1,075,934	1,988,878
負債純資産合計	5,691,894	6,055,005

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	9,650,127	8,666,899
売上原価		
商品期首棚卸高	1,291,650	1,324,557
当期商品仕入高	3,801,799	3,513,427
合計	5,093,449	4,837,984
他勘定振替高	1 2,162	1 1,249
商品期末棚卸高	1,324,557	1,529,635
商品売上原価	2 3,766,729	2 3,307,099
売上総利益	5,883,397	5,359,800
販売費及び一般管理費		
販売手数料	174,365	161,629
広告宣伝費	294,790	243,844
役員報酬	42,743	49,837
給料及び手当	1,529,657	1,524,883
賞与	-	25,418
賞与引当金繰入額	30,000	-
退職給付費用	44,741	40,933
福利厚生費	254,402	254,857
減価償却費	147,317	113,335
ポイント引当金繰入額	4,731	86,313
賃借料	1,465,545	1,415,279
店舗管理費	407,773	394,805
業務委託費	231,363	223,120
その他	1,061,842	978,513
販売費及び一般管理費合計	5,679,809	5,340,145
営業利益	203,588	19,655
営業外収益		
受取利息	73	836
受取配当金	6,760	7,116
不動産賃貸料	291,041	293,453
手数料収入	80,658	74,625
その他	45,162	9,788
営業外収益合計	423,696	385,819
営業外費用		
支払利息	55,458	50,594
不動産賃貸費用	193,124	196,968
固定資産除却損	3 1,506	3 277
その他	21,572	23,252
営業外費用合計	271,661	271,092
経常利益	355,622	134,381
特別利益		
債務免除益	4 1,499,999	-
投資有価証券売却益	-	1,120,668
関係会社事業損失引当金戻入額	-	14,096
特別利益合計	1,499,999	1,134,765
特別損失		
減損損失	5 9,354	5 3,814
特別損失合計	9,354	3,814
税引前当期純利益	1,846,268	1,265,331
法人税、住民税及び事業税	72,157	71,234
法人税等調整額	194,694	71,447
法人税等合計	122,537	142,681
当期純利益	1,968,805	1,122,650

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	-	2,468,485	2,468,485	500,000	5,281,732	4,781,732
当期変動額							
新株の発行	499,990	499,990		499,990			
減資	499,990	499,990	999,980	499,990			
利益準備金から繰越利益剰余金への振替					500,000	500,000	-
当期純利益						1,968,805	1,968,805
欠損填補			3,468,465	3,468,465		3,468,465	3,468,465
新株予約権の発行							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	2,468,485	2,468,485	500,000	5,937,271	5,437,271
当期末残高	100,000	-	-	-	-	655,538	655,538

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	26,505	2,239,753	324,092	324,092	-	1,915,660
当期変動額						
新株の発行		999,980				999,980
減資		-				-
利益準備金から繰越利益剰余金への振替		-				-
当期純利益		1,968,805				1,968,805
欠損填補		-				-
新株予約権の発行		-			10,136	10,136
自己株式の取得	11	11				11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	12,683	12,683		12,683
当期変動額合計	11	2,968,774	12,683	12,683	10,136	2,991,595
当期末残高	26,516	729,021	336,776	336,776	10,136	1,075,934

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	-	-	-	-	655,538	655,538
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	72,586	72,586		72,586			
減資	72,586	72,586	145,173	72,586			
剰余金の配当						15,205	15,205
利益準備金の積立					1,520	1,520	-
当期純利益						1,122,650	1,122,650
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	145,173	145,173	1,520	1,105,923	1,107,444
当期末残高	100,000	-	145,173	145,173	1,520	1,761,462	1,762,982

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	26,516	729,021	336,776	336,776	10,136	1,075,934
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		145,173			2,883	142,290
減資		-				-
剰余金の配当		15,205				15,205
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		1,122,650				1,122,650
自己株式の取得	14	14				14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	336,776	336,776		336,776
当期変動額合計	14	1,252,603	336,776	336,776	2,883	912,943
当期末残高	26,530	1,981,624	-	-	7,253	1,988,878

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,846,268	1,265,331
減価償却費	147,317	113,643
減損損失	9,354	3,814
賞与引当金の増減額(は減少)	30,000	30,000
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,731	86,313
関係会社事業損失引当金の増減額(は減少)	-	14,096
変動報酬引当金の増減額(は減少)	45,312	-
固定資産除却損	1,506	277
受取利息及び受取配当金	6,834	7,952
支払利息	55,458	50,594
債務免除益	1,499,999	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	1,120,668
売上債権の増減額(は増加)	90,961	12,403
棚卸資産の増減額(は増加)	38,238	144,325
仕入債務の増減額(は減少)	583,364	144,988
未払消費税等の増減額(は減少)	46,542	4,770
未払金の増減額(は減少)	83,353	92,834
その他	10,197	39,114
小計	24,227	78,137
法人税等の支払額	74,015	72,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	98,243	150,294
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	26,016	22,339
無形固定資産の取得による支出	83,456	142,870
投資有価証券の売却による収入	-	1,261,181
敷金及び保証金の差入による支出	1,351	8,382
敷金及び保証金の回収による収入	79,881	21,326
資産除去債務の履行による支出	40,942	11,370
その他の資産取得による支出	863	140
利息及び配当金の受取額	6,834	7,952
投資活動によるキャッシュ・フロー	65,915	1,105,359
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	-	373,000
リース債務の返済による支出	40,527	-
自己株式の増減額(は増加)	11	14
利息の支払額	53,025	47,728
配当金の支払額	-	15,205
株式の発行による収入	495,589	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	142,290
新株予約権の発行による収入	10,136	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	412,163	293,658
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	248,004	661,405
現金及び現金同等物の期首残高	1,130,438	1,378,442
現金及び現金同等物の期末残高	1,378,442	2,039,848

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

機械及び装置 12年

器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

(5) 賃貸不動産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～30年

器具及び備品 6年

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失負担に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

##### (4) ポイント引当金

当社ポイント制度に伴い他社利用に対し顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去の利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### (5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、今後の損失負担見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 商品の販売

当社は、主に商品の販売を行っております。店舗販売における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、ECサイト販売における商品の販売については、出荷した時点で収益を認識しております。

##### (2) 自社運営のポイント付与

当社は、店舗及びECサイト販売において自社ポイントを付与しております。売上時に付与した、自社ポイントについては、履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、自社ポイントが使用または失効した時点で収益を認識しております。

#### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 商品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	1,324,557	1,529,635
売上原価(棚卸資産評価損)	46,265	20,617

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、以下のとおり、商品を収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。

- ・商品の保有期間が品目毎に定めた仕入からの一定期間を超過している場合には、帳簿価額を処分見込価額(備忘価額)まで減額しております。
- ・商品の販売価格が取得原価を下回っている場合には、処分見込価額(値引後販売価格)まで減額しております。
- ・その他、商品の品質が低下している場合(傷、汚損等)、商品の販売が困難と認められる場合には帳簿価額を処分見込価額まで減額しております。

主要な仮定

商品の評価における主要な仮定は、収益性の低下の基準とする品目毎の仕入からの一定期間及び処分見込価額であります。これらの主要な仮定は、過去の在庫消化実績や、対象商品の販売方針等を考慮し、決定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りの前提となった上記等の仮定に変動が生じた場合や、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際の販売状況が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、棚卸資産評価損の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	106,090
繰延税金負債	555	-

(注) 繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しており、相殺前の繰延税金資産の金額は、前事業年度 189,898千円、当事業年度 117,445千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積られた将来の一時差異等加減算前課税所得の範囲内で計上しております。

主要な仮定

一時差異等加減算前課税所得の基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高成長率及び粗利率に係る見込みであります。これらの主要な仮定は、過去の実績や、ビジネススタイルのカジュアル化等を含めた市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りの前提となった上記等の仮定に変動が生じた場合や、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	125,306	122,174
無形固定資産	256,984	355,736
長期前払費用	2,667	1,831
合計	384,958	479,743
特別損失(減損損失)	9,354	3,814

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗毎(ECマースを含む営業店舗及び賃貸店舗)(以下、「店舗等」としてあり、本社及び物流センター等につきましては、共用資産としてグルーピングしております。店舗等は、主として管理会計における本社負担費配賦後の営業活動から生ずる損益が2期連続してマイナスとなった店舗について、減損の兆候が認められると判断しております。減損の兆候が認められた店舗等に係る固定資産のうち、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を下回っている場合には、該当する店舗等の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の主要な仮定は、「2.繰延税金資産の回収可能性」に記載しております。また、各店舗等に対する割引前将来キャッシュ・フローを算定するにあたっては各店舗等の事情を反映しており、将来キャッシュ・フローの見積り期間は主要な資産の経済的残存耐用年数あるいは退店予定までの期間としております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りの前提となった上記等の仮定に変動が生じた場合や、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に発生したキャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。



## (貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
投資有価証券	655,383千円	- 千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
長期借入金	373,000千円	-

## 2 関係会社に対する資産、負債は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
流動資産(その他)	21,568千円	25,113千円
未払金	3,356	4,774
前受収益	110	110

## 3 期末日満期電子記録債務

期末日満期電子記録債務の会計処理については、決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期電子記録債務が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
電子記録債務	-	37,113千円

## 4 借入金

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構の支援の下、2025年3月28日までに全ての取引金融機関等債権者(以下、「協定債権者」という。)から事業再生計画(「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。以下、「本計画」という。)への同意を得ました。本計画の実施に当たり、同年5月23日付けで当社及び協定債権者により債権者間協定(以下、「本協定」という。)を締結し、債権放棄及び債務の株式化等の金融支援が実行されました。

本協定に基づき、2024年5月23日から5年間(以下「協定期間」という。)、対象債権につき本協定の定めが適用され、対象となる借入金については当社の業績に応じて返済されることから返済予定額が確定していないため、その全額を長期借入金として固定負債に表示しております。ただし、当社が本計画の重要な点や本協定上の義務に違反した場合には、協定債権者の請求に基づき、対象となる借入金について返済を求められる可能性があります。なお、協定期間終了後の返済方法等については、協定債権者及び当社にて誠実に協議のうえ合意するものとしております。

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
販売費及び一般管理費振替高	763千円
(主なものはお客様の試着用であります。)	
営業外費用振替高	1,398
(主なものは不適合商品や外部責任による汚損商品、外部委託先の修理ミス商品等の処分等ではありますが、同費用については同委託先に請求し回収しているため、相殺して表示しております。)	
計	2,162千円

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
販売費及び一般管理費振替高	860千円
(主なものはお客様の試着用であります。)	
営業外費用振替高	388
(主なものは外部責任による汚損商品、外部委託先の修理ミス商品等の処分等ではありますが、同費用については同委託先に請求し回収しているため、相殺して表示しております。)	
計	1,249千円

2. 商品期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下後の金額であり、商品売上原価には以下の項目が含まれております。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
棚卸資産評価損	46,265千円	20,617千円

3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物	0千円	269千円
器具及び備品	93	7
ソフトウェア	1,412	-
リース資産	0	-
計	1,506	277

4. 債務免除益

株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援手続きの中で、取引金融機関等による債権放棄が実行されたことによる計上であります。

5. 固定資産の減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
営業店舗 (TQ イオンモール四条畷店 他4営業店舗)	店舗設備	建物、器具及び備品等	9,354
計			9,354

当社は、資産のグルーピングを営業店舗・賃貸店舗については店舗毎、遊休資産については個別資産毎としております。このうち営業店舗・賃貸店舗については、営業損益又は賃貸損益が継続して損失となる店舗を、それぞれの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(9,354千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物6,794千円、器具及び備品1,518千円、長期前払費用1,041千円であります。

なお、営業店舗及び賃貸店舗に係る資産の回収可能額は、主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローが見込まれないことから、具体的な割引率の算定は行わず、回収可能額を零として評価しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
営業店舗 (TQ イオンモール札幌平岡店 他4営業店舗)	店舗設備	建物、器具及び備品等	3,814
計			3,814

当社は、資産のグルーピングを営業店舗・賃貸店舗については店舗毎、遊休資産については個別資産毎としております。このうち営業店舗・賃貸店舗については、営業損益又は賃貸損益が継続して損失となる店舗を、それぞれの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,814千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物2,800千円、器具及び備品1,014千円であります。

なお、営業店舗及び賃貸店舗に係る資産の回収可能額は、主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローが見込まれないことから、具体的な割引率の算定は行わず、回収可能額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,470,822	-	-	24,470,822
A種種類株式(注)1	-	16,222,700	-	16,222,700
B種種類株式(注)2	-	499,997	-	499,997
合計	24,470,822	16,722,697	-	41,193,519
自己株式				
普通株式(注)3	105,695	106	-	105,801
合計	105,695	106	-	105,801

(注)1. A種種類株式の増加16,222,700株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. B種種類株式の増加499,997株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加106株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回新株予約権(注)1.2	普通株式	-	32,200,000	-	32,200,000	9,982
第2回新株予約権(自社株式オプション)(注)1.3	普通株式	-	396,800	-	396,800	154
合計		-	32,596,800	-	32,596,800	10,136

(注)1. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	11,355	0.7	2025年2月28日	2025年5月26日
2025年5月23日 定時株主総会	B種種類株式	利益剰余金	3,849	7.7	2025年2月28日	2025年5月26日

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	24,470,822	9,300,000	-	33,770,822
A種種類株式	16,222,700	-	-	16,222,700
B種種類株式	499,997	-	-	499,997
合計	41,193,519	9,300,000	-	50,493,519
自己株式				
普通株式（注）2	105,801	137	-	105,938
合計	105,801	137	-	105,938

（注）1. 普通株式の増加9,300,000株は、新株予約権の行使による新株の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加137株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回新株予約権（注）1	普通株式	32,200,000	-	9,300,000	22,900,000	7,099
第2回新株予約権 (自社株式オプション) (注)2	普通株式	396,800	-	-	396,800	154
合計		32,596,800	-	9,300,000	23,296,800	7,253

（注）1. 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 定時株主総会	A種種類株式	11,355	0.7	2025年2月28日	2025年5月26日
2025年5月23日 定時株主総会	B種種類株式	3,849	7.7	2025年2月28日	2025年5月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月19日定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月19日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	14,600	0.9	2026年2月28日	2026年5月20日
2026年5月19日 定時株主総会	B種種類株式	利益剰余金	4,999	10.0	2026年2月28日	2026年5月20日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	1,378,442千円	2,039,848千円
現金及び現金同等物	1,378,442	2,039,848

2. 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ) 及び債務免除益		
資本金の増加	249,998千円	- 千円
資本剰余金の増加	249,998	-
債務免除益	1,499,999	-
借入金の減少	1,999,996	-
新たに計上した重要な資産除去債務の額	8,877	9,316

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
1年内	13,878	54,294
1年超	12,269	99,095
合計	26,148	153,389

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、店舗出店先への売上預け金及びクレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

投資有価証券については、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価値の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。また、関係会社株式については、非上場の子会社株式であり、市場価格のない株式であります。

差入保証金及び敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されていますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新する方法により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。

前事業年度（2025年2月28日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	655,383	655,383	-
(2)差入保証金	36,404	36,404	-
(3)敷金	1,107,683	1,076,258	31,424
資産計	1,799,471	1,768,046	31,424
(4)長期借入金	1,991,353	1,932,597	58,755
負債計	1,991,353	1,932,597	58,755

「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年2月28日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)差入保証金	36,404	36,404	-
(2)敷金	1,094,738	1,057,246	37,492
資産計	1,131,142	1,093,650	37,492
(3)長期借入金	1,618,353	1,548,182	70,170
負債計	1,618,353	1,548,182	70,170

「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2025年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,378,442	-	-	-
売掛金	507,671	-	-	-
差入保証金	-	-	-	36,404
敷金	19,609	-	-	1,088,073
合計	1,905,724	-	-	1,124,477

当事業年度(2026年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,039,848	-	-	-
売掛金	520,074	-	-	-
差入保証金	-	-	-	36,404
敷金	-	-	-	1,094,738
合計	2,559,922	-	-	1,131,142

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2025年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

当事業年度(2026年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注)債権者間協定(有効期間:2024年5月23日から5年間)、対象債権につき本協定の定めが適用され、対象となる借入金については、当社の業績等に応じて返済されることから、返済予定額が確定していないため記載しておりません。また、その全額を長期借入金として固定負債に表示しております。当社が本計画の重要な点や本協定上の義務に違反した場合には、協定債権者の請求に基づき、対象となる借入金について返済を求められる可能性があります。なお、協定期間終了後の返済方法等については、協定債権者及び当社にて誠実に協議のうえ合意するものとしております。

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	655,383	-	-	655,383
資産計	655,383	-	-	655,383

当事業年度(2026年2月28日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前事業年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	36,404	-	36,404
敷金	-	1,076,258	-	1,076,258
資産計	-	1,112,662	-	1,112,662
長期借入金	-	1,932,597	-	1,932,597
負債計	-	1,932,597	-	1,932,597

当事業年度(2026年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	36,404	-	36,404
敷金	-	1,057,246	-	1,057,246
資産計	-	1,093,650	-	1,093,650
長期借入金	-	1,548,182	-	1,548,182
負債計	-	1,548,182	-	1,548,182

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金、敷金

差入保証金、敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを、店舗の平均的な営業年数を基に国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、債権者間協定(有効期間:2024年5月23日から5年間)の定めに基づき返済される借入金については、将来の一定の時期に全額を返済するものとの仮定を置いて算定しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2025年2月28日)

子会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

当事業年度(2026年2月28日)

子会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2025年2月28日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	655,383	140,513	514,870
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	655,383	140,513	514,870
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		655,383	140,513	514,870

当事業年度(2026年2月28日)

該当事項はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,261,181	1,120,668	-
合計	1,261,181	1,120,668	-

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要  
確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、44,741千円であります。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要  
確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、40,933千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	154	-

2. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く)1名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)1	普通株式 396,800株
付与日	2025年11月15日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2026年10月30日 至 2030年10月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の2025年2月期から2029年2月期までの事業年度の財務諸表における経常利益について、4四半期累計で以下の表1に記載された経常利益金額が1回以上達成された場合、割り当てられた本新予約権個数に表1の係数を乗じた数を限度として権利行使することが可能となる。なお、係数を乗じた数に100株未満の端数が生じる場合には、100株未満を切り捨て処理するものとする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

表1

4四半期累計経常利益金額	係数
500百万円未満	0
500百万円以上750百万円未満	1 / 3
750百万円以上1,000百万円未満	2 / 3
1,000百万円以上	1

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員、または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年2月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

		第2回新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		396,800
付与		-
失効		-
権利確定		-
未確定残		396,800
権利確定後	(株)	
前事業年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

単価情報

		第2回新株予約権
権利行使価格	(円)	1株につき126
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	1株につき0.39

3. 当事業年度に付与されたストック・オプション等の公正な評価単価の見積り方法

該当事項はありません。

4. 自社株式オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	14,366千円	4,056千円
契約負債	2,122	7,711
ポイント引当金	32,773	2,917
未払費用	6,196	8,787
未払事業所税	2,635	2,681
賞与引当金	10,377	-
貸倒引当金	60,907	61,428
減損損失	69,028	59,482
固定資産償却超過額	7,412	5,608
資産除去債務	238,131	241,382
繰越欠損金(注)2	2,555,506	2,234,085
関係会社事業損失引当金	21,044	16,561
その他	4,061	3,574
繰延税金資産小計	3,024,565	2,648,278
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	2,457,245	2,159,133
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	377,421	371,699
評価性引当額小計(注)1	2,834,667	2,530,833
繰延税金資産合計	189,898	117,445
繰延税金負債		
資産除去債務固定資産	12,360	11,355
その他有価証券評価差額金	178,093	-
繰延税金負債合計	190,453	11,355
繰延税金資産(負債)の純額	555	106,090

(注)1. 評価性引当額が303,834千円減少しております。この減少の主な内容は、当社の税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したためであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	117,305	2,438,200	2,555,506
評価性引当額	-	-	-	-	19,045	2,438,200	2,457,245
繰延税金資産	-	-	-	-	98,260	-	(2) 98,260

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、一部回収可能と判断しております。

当事業年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	1,094,575	1,139,510	2,234,085
評価性引当額	-	-	-	-	1,019,623	1,139,510	2,159,133
繰延税金資産	-	-	-	-	74,952	-	(2) 74,952

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、一部回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2025年2月28日)		当事業年度 (2026年2月28日)	
法定実効税率 (調整)	34.6%	法定実効税率 (調整)	34.6%
住民税均等割	3.9	住民税均等割	5.6
評価性引当額の増減	45.0	評価性引当額の増減	28.8
その他	0.1	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社は「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産を計上しておりません。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～18年と見積り、割引率は0.00%～1.31%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	726,350千円	688,440千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,877千円	9,316千円
時の経過による調整額	557千円	434千円
資産除去債務の履行による減少額	47,072千円	12,010千円
退店等に伴う見積変更額(は減少)	272千円	-千円
期末残高	688,440千円	686,180千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、衣料品販売事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	598,632	507,671
契約負債	8,077	6,136
前受金	75,361	106,841

契約負債は主に、当社が付与した自社ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは、当該ポイント使用時又は失効時に、履行義務が充足される事で収益を認識しております。

前受金は主に、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首における契約負債及び前受金に含まれていた金額は83,439千円であります。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	507,671	520,074
契約負債	6,136	22,271
前受金	106,841	63,881

契約負債は主に、当社が付与した自社ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは、当該ポイント使用時又は失効時に、履行義務が充足される事で収益を認識しております。

前受金は主に、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首における契約負債及び前受金に含まれていた金額は112,977千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は受入出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区	934,000	投資業務等	（被所有） 直接 20.51		(注)1 第三者割当増資の引受	256,422	-	-
							(注)2 新株予約権の引受	5,128	新株予約権	5,128
その他の関係会社	GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区	1,562,500	投資業務等	（被所有） 直接 19.49		(注)1 第三者割当増資の引受	243,561	-	-
							(注)2 新株予約権の引受	4,853	新株予約権	4,853

(注)1. 当社が行った第三者割当増資を1株につき30.82円で引き受けたものであります。なお、第三者割当増資の発行条件は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

(注)2. 当社が発行した新株予約権を1個につき31円で引き受けたものであります。なお、新株予約権の発行条件は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）1	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社（注）1	イオンリテール㈱	千葉県美浜区	100,000	総合小売業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	30,844	敷金	139,879
							売上金の一時預け	-	売上預け金	28,700
							店舗の賃借料（注）2	166,106	-	-
主要株主の子会社（注）1	イオンモール㈱	千葉県美浜区	42,389,800	ディベロップ事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	7,463	敷金	327,229
							売上金の一時預け	-	売上預け金	50,704
							店舗の賃借料（注）2	289,396	-	-

(注)1. 当事業年度において、イオンリテール株式会社とイオンモール株式会社は、種類がその他の関係会社の子会社から主要株主の子会社が変わっております。当事業年度の取引金額についてはその他の関係会社の子会社であった期間も含めて記載しております。

(注)2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は受入出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区	934,000	投資業務等	(被所有) 直接 19.63	出資	第1回新株予約権の権利行使(注)	72,751	-	-
その他の関係会社	GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区	7,382,700	投資業務等	(被所有) 直接 18.71	出資	第1回新株予約権の権利行使(注)	69,538	-	-

(注) 第1回新株予約権の行使については、2024年3月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	イオンリテール(株)	千葉県美浜区	100,000	総合小売業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	7,327	敷金	147,206
							売上金の一時預け	-	売上預け金	39,031
							店舗の賃借料(注)	165,507	-	-
主要株主の子会社	イオンモール(株)	千葉県美浜区	42,430,768	ディベロップ事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	-	敷金	327,229
							売上金の一時預け	-	売上預け金	62,154
							店舗の賃借料(注)	284,324	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	2円 8銭	28円58銭
1株当たり当期純利益	80円18銭	38円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	25円44銭	12円12銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
(1) 1株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
当期純利益(千円)	1,968,805	1,122,650
普通株主に帰属しない金額(千円)	15,205	19,600
(うち優先配当額(千円))	15,205	19,600
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,953,599	1,103,049
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,365	28,864
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	53,022	59,919
(うちA種種類株式(千株))	25,247	32,678
(うちB種種類株式(千株))	6,035	7,812
(うち新株予約権(千株))	21,738	19,428
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 (新株予約権の数 3,968個 普通株式 396,800株)	第2回新株予約権 (新株予約権の数 3,968個 普通株式 396,800株)

(注) 2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2025年2月28日)	当事業年度末 (2026年2月28日)
1株当たり純資産額		
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	1,075,934	1,988,878
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,025,323	1,026,834
(うちA種種類株式払込金額(千円))	499,983	499,983
(うちA種種類株式配当(千円))	11,355	14,600
(うちB種種類株式払込金額(千円))	499,997	499,997
(うちB種種類株式配当(千円))	3,849	4,999
(うち新株予約権(千円))	10,136	7,253
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	50,611	962,043
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	24,365	33,664

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資、資本金及び資本準備金の額の減少)

1. 第1回新株予約権の行使による増資

当事業年度終了後、2026年4月28日に、第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の一部について、以下の通り権利行使が行われました。

行使新株予約権個数	80,000個(発行総数の24.84%)
交付株式数	普通株式 8,000,000株
行使価額総額	122,400千円
未行使新株予約権個数	149,000個
増加する発行済株式数	普通株式 8,000,000株
資本金増加額(注)	62,440千円
資本準備金増加額(注)	62,440千円

(注) 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額1,240千円がそれぞれ含まれております。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2026年3月9日付の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資」という。)を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることについて決議し、2026年4月28日に実施しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、資本構成の最適化及び財務体質の健全化を図るものです。なお、本減資は、上記「第1回新株予約権の行使による増資」に記載のとおり本新株予約権が行使されることを条件として、本新株予約権の行使に基づき行う当社普通株式の発行と同時に実施するものであるため、会社法第447条第3項及び448条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、本新株予約権の行使による株式の発行と同時に、増加した資本金及び資本準備金の額と同額分を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本金の額	62,440千円
減少する資本準備金の額	62,440千円
増加するその他資本剰余金の額	124,880千円

(3) 日程

取締役会決議日	2026年3月9日
債権者異議申述公告日	2026年3月19日
債権者異議申述最終期日	2026年4月24日
本減資の効力発生日	2026年4月28日

(4) その他の重要な事項

本減資等は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,127,602	20,321	34,456 (2,800)	1,113,468	1,013,987	21,810	99,480
機械及び装置	7,609	-	-	7,609	5,147	458	2,461
器具及び備品	1,031,403	11,334	45,656 (1,014)	997,081	980,128	11,706	16,952
土地	0	-	-	0	-	-	0
建設仮勘定	-	43,235	39,955	3,280	-	-	3,280
有形固定資産計	2,166,615	74,891	120,068 (3,814)	2,121,438	1,999,264	33,976	122,174
無形固定資産							
商標権	1,500	396	-	1,896	1,307	186	588
電話加入権	9,155	-	-	9,155	-	-	9,155
ソフトウェア	1,283,097	87,397	214,708	1,155,786	947,429	78,505	208,356
ソフトウェア仮勘定	47,985	177,048	87,397	137,635	-	-	137,635
無形固定資産計	1,341,737	264,842	302,106	1,304,473	948,736	78,691	355,736
長期前払費用	63,232	-	-	63,232	61,400	835	1,831
賃貸不動産	686,692	-	-	686,692	686,692	-	0

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 無形固定資産の当期増加額の主なものは次のとおりであります。

	ソフトウェア 千円	ソフトウェア仮勘定 千円
新会計システム開発	62,448	-
ポイント運用システム改修	9,556	-
次期POSシステム開発	-	119,355

3. 無形固定資産の当期減少額の主なものは次のとおりであります。

	ソフトウェア 千円
会計システム入替による減少	116,559
旧数値分析システムの廃却	87,136

4. 減損損失は直接控除で記載しております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,991,353	1,618,353	2.91	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,991,353	1,618,353	2.91	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 当社及び協定債権者は、事業再生計画の実施にあたり、2024年5月23日付で債権者間協定(以下「本協定」という。)を締結しております。

本協定の定めに基づき返済される借入金の返済期限については、2024年5月23日から5年間(以下「協定期間」という。)、対象債権につき本協定の定めが適用され、対象となる借入金については、当社の業績等に応じて返済されることから返済予定額が確定していないため、記載しておりません。また、長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額についても、記載しておりません。

ただし、当社が本計画の重要な点や本協定上の義務に違反した場合には、協定債権者の請求に基づき、対象となる借入金について返済を求められる可能性があります。なお、協定期間終了後の条件変更対象債権の返済方法等については、協定債権者及び当社にて誠実に協議のうえ合意するものとしております。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	94,749	-	86,313	-	8,435
賞与引当金	30,000	-	30,000	-	-
関係会社事業損失引当金	60,840	-	14,096	-	46,744

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
預金の種類	
当座預金	962,749
普通預金	1,065,112
別段預金	1,928
郵便振替貯金	89
小計	2,029,879
現金	9,968
合計	2,039,848

ロ．売掛金  
相手先別内訳

区分	相手先	金額(千円)
クレジット関係	(株)オリエントコーポレーション	72,858
	(株)ジェーシービー	48,677
	三菱UFJニコス(株)	46,967
	三井住友カード(株)	28,909
	PayPay(株)	27,588
	その他	109,506
	小計	334,507
デベロッパー関係	イオンモール(株)	62,154
	イオンリテール(株)	39,031
	イオン北海道(株)	11,872
	(株)西友	5,820
	ユニー(株)	4,859
	その他	61,829
	小計	185,567
合計	520,074	

(注) 1. クレジット関係

信販会社等との業務提携契約及び加盟店契約に基づくクレジット販売に伴う売上債権で、期末日現在における未精算額であります。

2. デベロッパー関係

主にSCもしくは駅ビルのデベロッパー等との賃貸借契約に基づく売上預け金のうち、期末日現在における未回収額であります。

回収状況及び滞留期間

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{((A) + (D)) \div 2}{(B)}$ 365
507,671	9,501,120	9,488,717	520,074	94.8	19.7

八．商品

区分	金額（千円）
重衣料 （スーツ、オーダースーツ、ジャケット、スラックス、コート他）	662,220
中衣料（ブルゾン他）	98,541
軽衣料（ニット製品、シャツ他）	754,242
その他	14,631
合計	1,529,635

二．貯蔵品

区分	金額（千円）
生地	58,386
包装用資材 （商品袋、ツーリストバッグ、贈答用品箱他）	21,556
その他	5,537
合計	85,480

固定資産

イ．敷金

相手先	金額（千円）
イオンモール（株）（TAKA-Qイオンモール水戸内原店 他37店）	327,229
イオンリテール（株）（m.f.editorialイオンモール 大高店他22店）	147,206
（株）松原興産（GRAND-BACKなんば店）	58,495
イオン北海道（株）（TAKA-Qイオンモール札幌平岡店 他6店）	50,956
（一般）日本電気協会	22,651
その他	488,200
合計	1,094,738

流動負債  
イ．電子記録債務  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東レインターナショナル(株)	128,418
ワキタ(株)	127,631
(株)センチュリーエール	28,956
大栄既製服(株)	58,011
山喜(株)	22,042
その他	169,730
合計	534,791

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2026年3月	286,104
2026年4月	135,968
2026年5月	70,171
2026年6月	42,548
合計	534,791

ロ．買掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東レインターナショナル(株)	106,037
(株)センチュリーエール	56,229
フレックスジャパン(株)	26,400
大栄既製服(株)	23,346
(株)水甚	22,648
その他	163,438
合計	398,101

ハ．未払金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
NECネクサソリューションズ	54,103
佐川グローバルロジスティクス(株)	41,049
日本年金機構 板橋年金事務所	24,500
イオンリテール株式会社	18,725
東京ニットファッション健康保険組合	15,065
その他	228,496
合計	381,940

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,410,715	4,278,199	6,422,077	8,666,899
税引前中間(当期)(四半期)純利益(千円)	182,218	61,698	125,665	1,265,331
中間(当期)(四半期)純利益(千円)	176,444	1,941	373,193	1,122,650
1株当たり中間(当期)(四半期)純利益(円)又は1株当たり中間(当期)(四半期)純損失(円)	7.06	0.34	13.06	38.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )(円)	7.06	7.40	13.40	25.15

(注) 1. 第1四半期及び第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しており、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューを受けております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで										
定時株主総会	5月中										
基準日	2月末日										
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り・買増し											
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社										
取次所											
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額										
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://online.taka-q.jp">https://online.taka-q.jp</a>										
株主に対する特典	<p>毎年2月末日現在の株主に下記の基準により、当社の各店舗で使用できる株主優待券を贈呈する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式数</th> <th>継続保有年数5年未満の株主様</th> <th>長期保有者優遇制度 継続保有年数5年以上の株主様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500株以上 1,000株未満</td> <td>6,000円</td> <td>左記に+1,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>12,000円</td> <td>左記に+2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期保有の判定について 長期保有特典における保有期間の判定は、毎年2月末日の基準日（初回は2026年2月28日）から過去5年間遡って行います。 初回は2021年2月末日以降当社株式を500株以上継続保有している株主様が長期保有特典の対象となります。</p> <p>長期保有とは、各基準日で500株以上保有、かつ同一の株主番号が11回連続していることを条件とし、特典の対象株式数は優待判定基準日（2月末日/初回は2026年2月28日）時点の保有株式数で判定いたします。</p>		株式数	継続保有年数5年未満の株主様	長期保有者優遇制度 継続保有年数5年以上の株主様	500株以上 1,000株未満	6,000円	左記に+1,000円	1,000株以上	12,000円	左記に+2,000円
株式数	継続保有年数5年未満の株主様	長期保有者優遇制度 継続保有年数5年以上の株主様									
500株以上 1,000株未満	6,000円	左記に+1,000円									
1,000株以上	12,000円	左記に+2,000円									

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第76期）（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）2025年5月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年5月22日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第77期中）（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）2025年10月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年4月10日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年5月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年10月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2026年1月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（資本金及び資本準備金の額を減少し、これらの減少額をその他資本剰余金への振り替え）の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2026年5月7日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月18日

株式会社タカキュー

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川和也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村秀偉

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカキューの2025年3月1日から2026年2月28日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカキューの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2026年4月28日に第1回新株予約権の権利行使が行われ、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ62,440千円増加している。また、会社は2026年3月9日開催の取締役会の決議に基づき、当該新株予約権の行使による株式の発行と同時に、増加した資本金及び資本準備金の額と同額分を減少させ、その他資本剰余金へ振り替えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、商品1,529,635千円を貸借対照表に計上しており、当該商品は総資産の25.3%を占めている。商品については、注記事項（重要な会計方針）に記載のとおり、個別法による原価法が採用され、収益性が低下した場合には簿価の切下げが行われている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、商品の保有期間が品目毎に定めた仕入からの一定期間を超過している場合には、帳簿価額を処分見込価額（備忘価額）まで減額している。また、商品の販売価格が取得原価を下回っている場合には、処分見込価額（値引後販売価格）まで減額している。これらを含む商品の評価の結果、棚卸資産評価損20,617千円を損益計算書に計上している。</p> <p>商品の評価における重要な仮定は、品目毎に定めた仕入からの一定期間であり、経営環境の変化によって影響を受けることから不確実性が高い。また、商品評価損を算定する際に用いられる在庫リストの基礎データはITシステムにより作成されており、その信頼性を前提としている。</p> <p>以上より、商品の評価は、経営者の主観的な判断を伴うとともに、関連するITシステムに係る内部統制の整備状況及び運用状況に依存することから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品の評価を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>商品の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価に当たっては、在庫リスト及びその基礎データの正確性及び網羅性に関連するITシステムに係る全般統制及び業務処理統制に焦点を当てた。</p> <p>（２）商品の評価の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣料品小売業の市場環境、会社の事業戦略や販売価格の設定方針等を理解するため、経営者との協議を実施した。</li> <li>・会社の商品の評価に関する見積手法について、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）に準拠し、収益性の低下を適切に反映させるように設定されているかを検討した。</li> <li>・過年度における商品評価損の発生状況や在庫消化実績率の推移を分析し、品目毎に定めた仕入からの一定期間の妥当性について検討した。</li> <li>・商品評価損を算定する際に用いられる在庫リスト及びその基礎データの正確性、網羅性を検討した。</li> </ul>

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、2026年2月28日現在、繰延税金資産の総額2,648,278千円から評価性引当額2,530,833千円及び繰延税金負債11,355千円を控除し、純額で106,090千円の繰延税金資産を貸借対照表に計上している。当該繰延税金資産については、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積られた将来の一時差異等加減算前課税所得の範囲内で計上されている。</p> <p>将来の一時差異等加減算前課税所得の基礎となる事業計画における重要な仮定は、売上高成長率及び粗利率に係る見込みであり、経営環境の変化によって影響を受けることから不確実性が高い。</p> <p>以上より、繰延税金資産の回収可能性は、経営者の主観的な判断を伴うことから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価にあたっては、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りに関連する内部統制に焦点を当てた。</p> <p>（２）将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りの合理性等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性について、過年度における税務上の欠損金の発生状況等を基に検討した。</li> <li>・一時差異及び税務上の繰越欠損金について、その解消見込年度のスケジュールリングを検討した。</li> <li>・将来の一時差異等加減算前課税所得の基礎となる事業計画について、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。</li> <li>・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における事業計画と実績との比較分析を実施した。</li> <li>・売上高成長率及び粗利率について、経営者への質問及び過年度の実績に基づく趨勢分析を実施し、当該仮定の合理性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカキューの2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカキューが2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。